

第2回軽米町議会定例会令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和元年 6月12日(水)

午前10時00分 開会

議事日程

- 議案第 1号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 軽米町児童及び生徒医療費給付条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 議案第 5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第 6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第 7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 8号 軽米町火葬場新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第 9号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君								
副	町	長	藤川	敏彦	君							
総務課	総括	課	長	吉岡	靖	君						
総務課	企画	担当	課	長	梅木	勝彦	君					
総務課	総務	担当	課	長	小笠原	達夫	君					
会計管理者兼	税務	会計	課	総括	課	長	小笠原	亨	君			
税務	会計	課	課	税	担当	課	長	福島	貴浩	君		
税務	会計	課	収納・	会計	担当	課	長	工藤	祥子	君		
町	民	生活	課	総括	課	長	川島	康夫	君			
町	民	生活	課	総合	窓口	担当	課	長	橋本	邦子	君	
町	民	生活	課	町	民	生活	担当	課	長	松山	篤	君
健康	福祉	課	総括	課	長	坂下	浩志	君				
健康	福祉	課	福祉	担当	課	長	内城	良子	君			
健康	福祉	課	健康	づくり	担当	課	長	角田	貴浩	君		
産業	振興	課	総括	課	長	小林	浩	君				
産業	振興	課	農政	企画	課	長	長瀬	設男	君			
産業	振興	課	農林	振興	担当	課	長	日脇	邦昭	君		
産業	振興	課	商工	観光	担当	課	長	畑中	幸夫	君		
地域	整備	課	総括	課	長	戸田	沢光	彦	君			
地域	整備	課	環境	整備	担当	課	長	江刺家	雅弘	君		
地域	整備	課	上下	水道	担当	課	長	中村	勇雄	君		
再生	可能	エネルギー	推進	室	長	福田	浩司	君				

水道事業所長	戸田沢光彦君
教育委員会教育長	菅波俊美君
教育委員会事務局総括次長	堀米豊樹君
教育委員会事務局教育総務担当次長	工藤薫君
教育委員会事務局生涯学習担当次長	大清水一敬君
選挙管理委員会事務局長	吉岡靖君
農業委員会事務局長	小林浩君
監査委員	竹下光雄君
監査委員事務局長	小林千鶴子君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小林千鶴子君
議会事務局主任	川島幸徳君
議会事務局主事補	小野家佳祐君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中村正志君） それでは、時間になりましたので、ただいまから令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から14日までの3日間の予定でございます。皆さんの貴重な審議をお願いします。

予定は3日間ではございますけれども、皆さん方効率的な質疑等をやっていただきながら短期間で終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

注意事項として、携帯電話、スマホ等については電源を切るかマナーモード等にしてくださいようお願ひいたします。

あと、審査に入る前に連絡事項として、資料要求が3件出ておりました、1つは自殺対策計画書の説明、このことにつきましては補正予算の中で説明いただくという形をとりたいと思ひます。あともう一つは、大規模養鶏団地の誘致に関する現況についての説明をお願いしたいという要望ございましたので、これについても補正予算の中で説明いただくということで、もう一点いちい荘の入札結果の公表が出ていましたけれども、これについては補助関係等の関係で、6月20日以降でないと公表できないということなので、今回は見送りということでご了承いただきたいと思ひます。

それでは、審査のほうに入らせていただきたいと思ひますけれども、皆さん方から何か始める前にご要望等あれば……よろしいですか。では、進めさせていただきますと思ひます。

〔「何時までやりますか」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 時間は午後に判断したいと思ひます。

〔「午後判断」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ええ。進みぐあいで、もうとりあえず進められる分進んで……私の考え方ですが、きょうで終わりたいなと思ひていましたので、皆さんからご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

（午前10時00分）

◎議案第1～議案第3号の審査

○委員長（中村正志君） 議案第1号から追加の出た10号まで順番に進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

初めに、議案第1号、第2号、第3号が同じ担当課でもありますし、関連がございますので、3件について一括で補足を説明して、一括での質疑を受けたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

〔「よろしいです」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） それでは、第1号、第2号、第3号についての補足説明があれば、町民生活課のほうからお願いします。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） それでは、議案第1号から新旧対照表でもって説明したいと思いますので、ごらんいただきたい。

議案第1号が軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例でございますが、第10条第3項中の下線部、「又は」以降が今回変更になるところです。妊産婦又は出生の日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある重度心身障害者であって小学校卒業までの方が今回現物給付の対象になるということになります。

続いて、議案第2号ですが、これもお手元に配付済みの新旧対照表でもってご説明申し上げたいと思います。最初に、「給付の申請」を「給付の方法」に改めてございます。第9条に第2項、第3項、第4項を追加することで、小学校卒業までの児童が医療機関で医療を受けた場合には、一部負担金を支払うことなく、町長がその内容を審査し適当と認めたときは、その保護者にかわり医療機関等に一部負担金を支払えるというような規定になってございます。

議案第3号のひとり親家庭の医療費給付条例の新旧対照表でございますが、最初に「受給者又は保護者」を以下「受給者等」というふうに文言の整理をさせていただきます。次に、第11条の第3項でございますが、「出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を「出生の日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」と改めてございまして、これで小学校卒業まで現物給付の対象とすることができます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 第1号から第3号まで一括して補足説明いただきました。

質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 条例の改正の文言はこのようになるということがわかりました。

具体的に、病院に行ったとき、これまでとこれからが被保険者というか町民はどのように変わるのか、簡単に説明していただきたいです。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 今までも就学前の子供は窓口で受診したときに一部負担金を支払わなくてもよかったのですが、これが小学校卒業まで、岩手県内の医療機関に限るのですが、受診した際に一部負担金の支払いを要さないということになります。受給者証をこれから交付するのですが、窓口に提示することで一部負担金の支払いを要さないということになります。

- 委員長（中村正志君） よろしいですか。
- 3番（江刺家静子君） ありがとうございます。
- 委員長（中村正志君） そのほかございませんでしょうか。
山本委員。
- 10番（山本幸男君） 提案理由の説明の中で、今回の議案第1、2、3号の改正は県下が統一してこういう形になりますよと説明があったと理解していました。そうすると、子育て日本一を軽米では目指して頑張っているわけですが、県下統一、どこの市町村もこういう形になる、そのほか軽米町が今現在で優位性といいますか、比較してこういう制度は先行しますよと、手厚くやっていますよといえる施策といいますか、条例といいますか、そういうものがあれば何点か挙げてもらいたい。
- 委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。
- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 今回県下統一して現物給付の導入に至った背景には、ほとんどの市町村で小学校卒業までの医療費については償還払といって、一旦一部負担金を払った後で申請によって給付するという制度を導入していることから、岩手県が先頭を切って現物給付を小学校卒業まで拡大するということですが、軽米町ではそのほかにも中学生、高校生を対象とした医療費の給付等をしておりますが、高校生まではまだ数えるほどしかないと認識しております。
- 10番（山本幸男君） そのほか。
- 町民生活課総括課長（川島康夫君） そのほかは……
- 10番（山本幸男君） いいです。
- 町民生活課総括課長（川島康夫君） そのほかは、私の所管する課におきましては第2子以降から支給するすこやかベビー祝金等がございます。
- 10番（山本幸男君） はい、よろしいです。
- 委員長（中村正志君） よろしいですか。
そのほかございますか。
館坂委員。
- 6番（館坂久人君） 確認なのですが、県外の医療機関、例えば八戸の病院等では今ままでどおり一旦医療費を払い込んで、そして役場のほうに申請して負担金を振り込んでいただくという形の解釈でよろしいですか。
- 委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。
- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 現物給付する際には、例えば各県の国保連合会だとか、診療報酬の支払基金だとか、それぞれ医師会、歯科医師会、薬剤師会等々いろんな協定が必要になるので、町単独で県外の医療機関と現物給付方式の契約を結ぶというのは非常に難しいものと考えておりますので、県外の医療機関等受

診した際は、館坂委員おっしゃるとおり領収書でもって申請していただくという形になります。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） この関連といたしますか、この条例ではないのですが、例えば医療機関で病院から処方箋をもらって、そして薬局に薬をいただきに行くわけですが、薬剤師のほうからジェネリックもありますよとか、たまに言われるのですが、あれは……軽米もそのジェネリック日本一だとかということだったのですが、薬剤師からジェネリックもありますよと言われても、こっちでは声かけられても処方箋を書くのは医師ですから、私らがジェネリックもありますよと言われてきたときは、どういう対応をすればいいですか。薬剤師からと言われても困ったなと思うようなことがありますけれども、その辺お知らせください。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 平成29年、30年度引き続き軽米町はそのジェネリックの使用割合が日本一ということで引き続けているわけなのですが、ジェネリックは先発の医薬品と同等の効果が期待できるものであり、なおかつ薬価点数等が低目に設定されておりますので、どちらを選ぶかは個人が選択していただけるものだと思うのですが、当然薬価が低く抑えられると支払う際の一部負担金等も安くなりますので、効果が同じなのであればジェネリックを使用させていただいたほうが医療費全体の引き下げにはつながるものと考えております。

○委員長（中村正志君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今の総括課長のお話はわかりましたが、医師が書いた処方箋を見ればちゃんと薬の名前とか書かれているのですが、このジェネリックがありますよと言われても、ただ医師が書いた処方箋ではなく、じゃあ、ジェネリックにしてくださいと言ってももらえるわけですか、どうなのですか、その辺ちょっとよく、恐らく私だけではなく、医師が書いた処方箋以外でもその場でジェネリックの医薬品をいただけるものなのですか、ちょっとその辺教えてもらいたいのですが。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 当然その薬剤師さんもお医者さんが書いた処方箋を見ながら同じような薬効があるというのはわかっていることだと思っておりますので、大丈夫だと思います。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） まず、では今度試してみますから。

○委員長（中村正志君） 軽米であるところ教えたら。ジェネリックをどこでもやってる

わけでながべ。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 軽米病院の場合なのですが、もう県立病院のお医者さんは最初からジェネリックの医薬品で処方箋を書いているようですので、どちらかというと軽米町のジェネリック医薬品の使用割合が高いのは軽米病院の院長先生のそういった努力のたまものだというふうに理解しております。

○委員長（中村正志君） よろしいですね。

○6番（館坂久人君） はい、よろしいです。

○委員長（中村正志君） 次、江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 妊婦の部分なのですが、妊婦加算というのがマスコミなんかでも話題になっていて、一回妊婦加算をなくして、また今復活させるかということが出てきています。けさのニュースで見ましたら、妊婦の医療費の助成を行っているのが岩手県と、まだ4つしかないのですよね。だから、軽米というか岩手県内の人たちは本当に当たり前のように妊婦の医療費を給付してもらって助かっているのですが、これまでの皆さんの取り組みでこの妊婦の医療費がずっと助成がされてよかったなと思っています。

それで次、今さっき小学生までの医療費は全県下で、全市町村で給付すると決まって、窓口で支払わなくてもいいということになったのですけれども、最後まで滝沢市で中学生が残っていたのですが、今度滝沢市まで全市町村が小学生までの医療費の給付をするということが決まったので、これは要望なのですが、町からも中学生まで窓口負担がないように県に対して要望していただきたいと思います。以上です。

○委員長（中村正志君） 中学生までの窓口負担を減免してほしいということで、いいですか。

○3番（江刺家静子君） 県に対して要望していただきたい。

○委員長（中村正志君） 要望してほしいということで……はい。では、答弁はなしということ。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、議案第1号から第3号についての質疑は終わります。

◎議案第4号の審査

○委員長（中村正志君） 続いて、議案第4号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについての補足説明があればお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 提案理由の中で申し上げたとおりなのですが、いずれ福島原子力発電所の事故にかかわって生じた除染経費分について東京電力ホールディングスが賠償に応じないため、原子力損害賠償紛争解決センターのほうに町の負担分を支払うよう和解の仲介を申し立てるものでございます。

これまで2回ほど同解決センターのほうに和解の申し立てを行って、いずれも、満額ではありませんけれども、一定の支払いを受けているものでございます。今回で3回目になります。

ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（中村正志君） 補足説明いただきました。

皆さん方から質疑をお受けいたしたいと思います。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 済みません、ちょっとわからないので、言葉の意味とかお聞きします。あっせん申し立てということの、どういうことなのかということと、あとこの124万3,996円という中身がちょっとわからないので、お聞きしたいと思います。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今回の言葉としてあっせんの申し立てというふうな言葉を使わせていただいておりますが、中身としては先ほど申し上げましたとおり和解の申し立てをするものでございます。このあっせんの申し立てというのは、地方自治法に規定されている文言をそのまま使わせていただいているというふうなことになります。

請求金額の中身なのですけれども、平成27年度と28年度に県の補助事業として実施いたしました岩手型牧草地再生対策事業に係る経費でございます。これについては、2分の1が県の補助、あとそのほかに4割ほどが特別交付税の対象として町のほうに支払いを受けているわけなのですが、それらを除いた金額、平成27年度分につきましては59万4,761円、平成28年度につきましては64万9,235円を町で負担していることとなります。この金額につきましては、この原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てる前に東京電力のほうに賠償請求しているわけなのですが、東京電力のほうではそれは対象外という判断で、これまでその支払いを受けていないところでございます。

○委員長（中村正志君） 江刺家委員、よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 済みません、牧草というのはどこの……町営牧野とかそういうのですか。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 町営牧野ではなくて、畜産を営んでいる個人の方々の牧草地になります。
- 委員長（中村正志君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 内容といたしましては、平成27年度が畜産を営まれている方の牧草地20人分、面積の合計が31ヘクタール、あと平成28年度の牧草地の除染をした件数が19人分で32ヘクタール、いずれも畜産経営をされている一般の方の牧草地でございます。
- 委員長（中村正志君） 江刺家委員、よろしいですか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） ということは、あっせん申し立てだから、町で立てかえて払っているとかそういうことではなくて、牧草地を持っている方たちにこれを払いなさいという、そういうことですか。
- 委員長（中村正志君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 県のほうから補助金をいただいて、個人の方々がまとめた面積の分を支払いをまずしています。その分の補助金額を除いた分、交付税を除いて最終的に町の負担になった部分についての補償を請求する、あっせんするということです。個人に行くのではない。町のほうに入ってきます。
- 委員長（中村正志君） よろしいですね。
- 3番（江刺家静子君） はい。
- 委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。
〔「ありません」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） では、議案第4号を終わります。
-

◎議案第5号の審査

- 委員長（中村正志君） 続いて、議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて。
健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 補足説明はありません。提案理由で述べたとおりでございます。
- 委員長（中村正志君） 補足説明はなしということですが。
質疑お受けしたいと思います。質疑ありますか。よろしいですか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） なしということで、議案第5号終わります。
-

◎議案第6号の審査

○委員長（中村正志君） 続きまして、議案第6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出分けたいと思いますけれども、まず歳入は具体的なものとして総務課総括課長から補足説明をお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、一般会計補正予算（第2号）の歳入について説明させていただきます。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。上から順に、国庫支出金の国庫補助金、民生費国庫補助金で1,763万5,000円を計上しております。これにつきましては、右の説明欄にありますとおり、10月の消費税率の改正に合わせて低所得世帯及び乳幼児の子育て世帯の影響緩和のために行われるプレミアム付商品券事業に係る国庫補助金でございます。事業直接の分として900万円、あとは事務費にかかる補助金として863万5,000円としてございます。

次が、県支出金のうち県補助金、総務費県補助金につきましては2万3,000円、説明欄にあります。土地利用規制等対策費交付金として、当初予算におきましては前年度の実績ベースで計上しておりましたけれども、それを上回る内示を受けたことから、今回その差額2万3,000円を補正計上するものでございます。

農林水産業費県補助金、あと教育費県補助金、商工費県補助金について、それぞれ64万2,000円、41万8,000円、428万6,000円補正計上しておりますけれども、これにつきましては、説明欄にあります。歳出につきましてはもう既に事業費として計上しております地方創生交流生産推進事業、これにつきましては円子地区のパン工場の支援事業でございます。それとあと文化芸術普及振興事業、東京多摩交響楽団演奏会に係る費用、それと2行目になりますけれども、農産物活用推進事業、商品開発促進補助金と全国さるなしサミットに係る経費に対する補助金としてそれぞれ交付決定を受け、今回計上させていただいております。

あと、商工費県補助金の1行目、移住支援事業費補助金75万円とありますけれども、これにつきましては、歳出のほうで詳しく説明されますけれども、岩手県と県内市町村が共同で実施いたします就業・起業によるU・Iターン促進事業において、東京圏から町内の企業に就職した方に対して移住支援金として100万円を交付するというふうなことになっておりますが、そのうち国の2分の1の50万円、あと県の分の25万円を加え75万円、1件分として見込んで予算計上させていただいたものでございます。

次が、県支出金のうち3項委託金でございます。総務費委託金として30万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、参議院議員通

常選挙執行委託金と9月に行われる知事及び県議会議員選挙執行委託金となっております。いずれ、投票管理者等の報酬の基準額が法改正によって改められたためそれに係る差額分と、参議院選挙につきましてはそれに加えて期日前投票システム、期日前の投票を受ける先にシステムを活用しているわけなのですが、最近期日前の投票の方が増加しているということで、その対応としてシステムの増強を図るため、歳出額に同額をのせておりますけれども、それに対する委託金として同額を見込んだものでございます。

教育費委託金につきましては、40万円の計上としております。これにつきましては、3月の下旬と聞いておりますが、いわての復興教育スクール事業の委託を受けてこの事業を開始することにしておりますが、その事業に対する委託金でございます。豪雨災害、東日本大震災等を教訓にした防災教育を小・中・高において実施するというふうなことであります。

次のページになります。19款をちょっと飛ばしていただきまして、20款の繰越金を先に説明させていただきます。平成30年度の繰越金が補正後の合計2億7,621万2,000円というふうなことで見込んだところでございます。当初予算5,000万円を計上しておりましたので、その差額2億2,621万2,000円を今回計上させていただいております。まだ確定値ではございませんので、今後若干の補正等が必要になる可能性もございます。

それと、諸収入の雑入でございますけれども、3,646万6,000円を計上しております。説明欄になりますが、生活支援体制整備事業交付金、これにつきましては介護予防事業等に対する二戸地区広域行政事務組合から受けるものでございます。これに見合う分、歳出のほうでも補正計上させていただいております。

それとあと、国庫支出金のところでも説明しました消費税率改正に伴うプレミアム付商品券の販売収入として3,600万円を見込んでいるところでございます。この販売収入というのは、今回のプレミアム付商品券につきましては本人に4,000円の負担を求めて例えば5,000円分の商品券を購入するというふうなことになっております。それで、その結果本人には1,000円分実質給付金を交付したことになるということで、当然商品券を販売するという行為が必要になります。本人から負担いただく分3,600万円を計上しております。

19款に戻りますけれども、財政調整基金繰入金、これにつきましては先ほど繰越金のご説明を申し上げましたけれども、その繰越金と今回の歳出の補正に伴う一般財源分を調整して取り崩し予定額から6,920万6,000円を減額しようとするものでございます。

歳入については以上でございます。

○委員長（中村正志君） 歳入の全般にわたっての補足説明をいただきました。歳入といっても歳出との関連での事業説明も必要になるかと思えますけれども、いずれ歳入全般にわたっての質問があれば質疑をお受けしたいと思えます。後で関連の歳出の面での質疑も可能かとは思えますけれども……歳入に関してはよろしいですか。

〔「よし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、歳入については終わりにしまして、続いて歳出に入りたいというふうに思います。

歳出につきましては、款ごとで、いっぱいのところは目には分けますけれども、一応基本的には款ごとで課ごと、また政務報告での何か質疑というものもあるということで、資料要求もありましたので、それらも含めてここで審議させていただきたいというふうに思いますので、ここに書いていないのが出てもしよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、歳出の2款総務費、総括課長がしゃべるんですね。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） はい。

○委員長（中村正志君） 総括課長がやるなら全部いいですか。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） はい。2款です。

○委員長（中村正志君） 2款、はい。総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、歳出についてご説明させていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思えます。第1項総務管理費の一般管理費ですが、671万7,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、4節の共済費、あと7節の賃金、それぞれ22万9,000円、155万8,000円プラスとなり、いずれも事務補助職員に係る経費となっております。これにつきましては、山田町に対する災害復興支援として、職員を現在4カ月交代で1名ずつ派遣しているところでございます。昨年度からそのような形態で支援してまいりましたが、派遣元の所管課よりやはり1名の欠員が、4カ月としても欠員となるのは業務に支障があるということで、その職員分を補うことはできないと思えますけれども、多少なりともカバーできるようにというふうな形で臨時職員の経費を計上させていただいたところでございます。

次に、13節の委託料103万円、住民情報システム更新業務委託料でございます。あと、その次の使用料及び賃借料390万円計上させていただいておりますが、その1行目、住民情報分散処理関係機器等使用料267万1,000円、これにつきましては2つは関連するもので、今年の8月から住民基本台帳システムの更新が必要となっております。ただ、今回の更新に合わせて二戸管内の市町村、そのほか県北の何市町村かと共同でクラウドというふうなシステムの形態、今ま

ではそれぞれの庁舎にコンピューターと申しますか、そういうものを置いて処理していたわけなのですが、それをネットワーク通信を使って1つのハードと申しますか、機械で複数の市町村の事務処理をさせようと、そういうことで経費の削減をしようということで進めているわけなのですが、新しく使うシステムは5年間の使用というふうな契約で、最初に生じるデータを移行させる、新しい機械に移行させる経費とか、そのほかそれぞれ機械の設定が必要なのですが、それらを5年間でならした形での予算化をしていましたけれども、今回そのクラウド化を図るということで、その一時的にかかる経費のうちデータの移行経費分は特別交付税を受けることが可能となったものでございます。そうした場合に5年間にならしてしまいますと最初の年の分しか特別交付税の対象にならないので、一時的に生ずる経費の分は最初の年に前倒して一括して支払うことにし、少しでも特別交付税の額をふやそうというふうな形で今回後年度を見込んでいた分を補正計上させていただいたものでございます。

2行目のウイルス対策ソフト使用料122万9,000円でございますけれども、これについては役場内で使っておりますパソコン等をコンピューターウイルスから守るために必要なソフトの使用料として122万9,000円を計上させていただいております。ソフトの使用可能期間が2年間となっております。

次に、4目の財産管理費でございますが、補正額が1億3,800万円としております。内容につきましては、財政調整基金への元本積立金となっております。これにつきましては、地方財政法におきまして前年度繰越金の半分程度は財政調整基金に積み立てるか、あるいは地方債の借り入れの償還に充てなさいというふうな規定がございますので、それに基づいて2億2,600万円の半額の1億3,800万円を積立金として計上したものでございます。

続きまして、2項の企画費です。1目の企画費でございますが、補正額は716万9,000円となっております。中身につきましては、報酬が128万8,000円、共済費が18万1,000円、旅費が34万2,000円、需用費30万6,000円、役務費4万2,000円となっております。これらはいずれも、報酬の欄にありますけれども、地域おこし協力隊員1名の分として補正計上させていただいております。当初で計上していなかったものでございます。

13節の委託料につきましては、501万円を計上させていただいております。地域力創造推進事業委託料としてございますが、これにつきましては先ほど申し上げました地域おこし協力隊員の招致や、商工費のほうでの説明となりますが、県と県内市町村が共同で取り組む就業・起業支援によるU・Iターン促進事業等による移住・定住の促進、あとは都市部等との交流及び企業誘致等の充実、あとは中心街のにぎわい創出、6次産業化の推進と雇用創出と、これまでにない形で移

住・定住を図っていこうと、具体的に軽米町で何かを企画するのではなくて、積極的に首都圏でも活動してもらって専門員を配置し、その実現を図っていこうというようなことで、今回新しく計上させていただいたものでございます。

次が3目の土地利用対策費でございますが、需用費として2万3,000円を計上させていただいております。先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、交付金の内示がその増に見合う分として歳出分を計上させていただいているものでございます。

次に、8ページ、選挙費になります。先ほど歳入の欄でも説明しましたけれども、参議院議員選挙費及び知事及び県議会議員選挙とも、1つが開票管理者、投票管理者等の報酬の基準額の改正によって生じた差額分を計上させていただいたものでございます。それに加えて、参議院議員選挙費のほうでは役務費として21万円、これにつきましても先ほど申し上げましたが、期日前投票システム等設定手数料としてのせてございます。おかげさまでもちまして期日前投票も全体の約20%程度の投票率となっており、非常に混み合う場合が多くなってきてございます。加えて、今回国政選挙ということで期間が長くて、不在者投票等も相当数が予想されます。それらに効率的に対応するためにパソコンを、今まで2台体制であったものを3台体制にしたいということで、こういうような手数料を計上しております。

あと、備品購入費につきましては身体障害者用の記載台、座って書けるような低い記載台になりますが、それを2台購入いたしまして、公民館等に配置したいというふうなものでございます。

2款、以上でございます。

○委員長（中村正志君） 総務費の説明終わりました。

1項については総務課の中の総務担当、2項については企画担当、5項は選挙管理委員会と3つに分かれるかとは思いますが、それぞれ、全体でよろしいです、質疑お受けしたいと思っております。ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 2款の総務費、地域おこし協力隊の関係、具体的にもう誰かの目安があってその対応のための報酬というふうに理解していいのかということが第1点と、それから地域おこし協力隊というのは多分、名前は聞いたことあるけれども、実際は軽米町が対応したことがない。その制度について何かその資料があったら出してもらって説明してもらったほうがいいのかと思います。その点質問いたします。第1点。

それから、委託料の501万円で地域力創造推進事業のこの関係についても何か資料があったら、資料を出して説明してもらったほうが頭に入るのかなと。聞いて

ておりますと、その人は東京にいて、あるいはどこかにいて、さまざま連絡とりながら軽米町の活性化というか、そんな司令塔のように印象を受けましたが、その関係についても何か資料出してもらってもう一度説明もらったほうがいいのかなど。東京で会うことはないようだけれども、協力隊員なら軽米では何回か会うこともあると思いますけれども、そんな面では人柄、人相等を何ぼか覚えたほうがいいのかなど、そう思いますので、よろしく。

○委員長（中村正志君） これについては政務報告の中でも書いてあって、私も何か理解できない部分があるなと思っていましたけれども、さっき商工でどうのこうのというのもあったようなのですけれども、もう少し具体的に委託料、人を配置するのか、どこかに委託するのか、それらを含めてお願いしたいです。

○10番（山本幸男君） まとめてもらってありがとうございました。

〔「資料のほうはなかったんですよ」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） もう一回補足説明、総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、山本委員のご質問ですが、もう決まっているのかというふうなことでございますが、これはまだこれからの発掘になります。

あと、制度なのですが、地域おこし協力隊推進要綱、これにつきましては総務省のほうで作成をしておりますが、これまでどおりの制度の中で運用していくというふうなことになります。ただ、それでも資料があったほうが良いというのであればこの要綱のほうをお示しして……

○委員長（中村正志君） 休憩します。

午前10時48分 休憩

—————
午前10時50分 再開

○委員長（中村正志君） 再開します。

大村委員。

○7番（大村 税君） 関連ですけれども、この協力隊を町でも募集してマンパワー不足を幾らでも担ってほしいということで2回ほどの一般質問をかけたお願いしたところでございますが、平成29年度、平成30年度はいかんせん募集しても応募がなかったと。令和元年度は募集して、その応募者が見込めるのか、1点。

それともう一点は、この協力隊のメニュー、詳細にわたってのご説明いただきたいです。

この2点をまずお願いしたいと思います。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 最初のご質問、確実に見込めるかというふうなお話で

すが、今の時点、私のほうでは確実に実現したいという意気込みで取り組んでいきたいというふうなことでございます。

具体的には、これまでなかったのだけれどもどのようなことを想定しているのかというふうなお話でございますが、中心商店街のにぎわい創出が町の活性化に対して非常に重要であると思えます。ぜひとも中心商店街の活性化に貢献していただけるような地域おこし協力隊員を招致したいというふうに考えておりまして、その前に大事なのは、その人を受け入れる体制が整わなければならないというふうなことでございますので、例えば商工会初め商工業者の皆さんとよく十分に話し合っ、来たときに確実に地域おこし協力隊員の方が活躍できる場所あるいは孤立しないでみんなで助け合いながら進める、そんな体制をつくる必要ということ、そういうふうなこともあって、相まって地域力創造推進事業というのを今回計上させていただいております。

○委員長（中村正志君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 詳細に説明いただきまして大体理解いたしましたけれども、私が思っていることは隣接市町村でももう久慈市は6人とか、二戸市でも5人とか、あるいは雫石町は11人だか12人も来ているのですよね。そのときに軽米町は平成29年度から募集しても来ないというのは、検証されているのですか、原因はどうかね。今の説明を聞いても、商工会のほうに、商工会との受け入れの対応というか、行政が主導になって前向きに地域のにぎわい創出とか、あるいは移住とか、そういったいろんなものがあると思うのですよね。そういうところを行政がもう少し積極的に要請して計画も立案するべきだと私は思いますが、何となく聞くと受け入れます、商工会のほうに云々くんぬんというような、ちょっと前向きでないような感じがしますが、その辺はいかがですか。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 当然に商工会から全てやってもらって役場は何もしないということではなくて、やはり行政と一体とならなければいけない事業と考えております。協力隊というのは役場が委嘱して隊員として働いている者というふうなことでありますし、当然町が考える、要は施策との整合を図っていただきながらやっぱりやっていく必要があるというふうなことでございます。

ただ、前回の検証をしているのかということなのですが、やはり前回も来た場合の受け入れ態勢等が明確でなかった。応募しようという協力隊員の方に、では、軽米に行って具体的にどのようなことをするのか、あるいはどこに勤めるのか、そういったようなこともお示しできなかったというふうなことで、ホームページ等を見た方もなかなか足がこちらのほうに向いていただけなかったのかなというふうに思っているわけです。そういうこともありまして、やはり足固めとい

いますか、やはり受け入れ態勢をまずしっかり整えた上で、その方がこちらに来たときにどういうふうな生活をするのかというのが見えるような形で募集のほうもしていきたいと考えているところでございます。

○委員長（中村正志君） さっき商工とどうのこうのって言っていたけれども、この兼ね合いが商工会の補助金と同じ事業なの。地域力創造推進事業委託料……

〔「委員長、休憩してください」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（中村正志君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

それでは、今資料をお配りしましたけれども、その資料の説明から先に入りたいということですので、総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、カラーコピーのもの、起業支援金・移住支援金のお知らせでございます。これは、予算のほうではどこにかかわりがあるかというところ、予算書の10ページ、商工費の19節、負担金、補助及び交付金、2行目に軽米町移住支援金100万円を計上しております。そのかかわりがあるということちょっとお聞きいただければと思いますが、先ほど岩手県と県内市町村で共同で行うU・Iターン促進事業というのがこれですけれども、まずこれについてどういうことかといいますと、県と市町村が共同で東京圏からの移住等に取り組んで、起業支援金とございますが、東京圏の方が地方に行って起業をした場合は起業の支援として最大200万円を補助しますよと。これは県と国で2分の1ずつ。

2番目、その移住支援金というのが地域の重要な中小企業等への就業や社会的起業する移住者を支援、要は東京圏から地方に来て就業した場合ですけれども、その移住支援として100万円を助成しましょう、給付しましょう。単身の場合は60万円になります。これにつきましては、国が2分の1、県、市町村がそれぞれ4分の1ずつ出し合ってその移住支援金を給付しましょう。

これと2つ合わせますと最大で300万円の給付が受けられますと、そういうふうなことで国も絡んで地方への移住あるいは地方での起業を支援しようというふうなものでございます。

岩手県と県内市町村もこれを共同で取り組むということで、この地域創生のこれを受けるためには地方創生の推進事業として認定を受ける必要があるということで、本年の3月29日に認定を受けております。これは具体的にどういうふうな事業展開をするかというところ、県はまずこの求職、こちらに来たい人と県内のどう

いった企業があるかというのをマッチングさせるためのホームページ等を開設、運営することになっております。その中で、県内中小企業等の求人の広告作成支援や、あるいはサイトへの掲載を実施するというふうなことになっていきます。それをやりながら、実際に移った場合には移住支援金を補助しましょうというのが就業・起業支援によるU・Iターンになります。

ですから、県内市町村共同というふうなことで、確実に軽米に来るというふうなことでもないわけで、要はこの求人広告等企业等から出していただく必要がありますし、町としても積極的にかかわっていく必要があるものでございます。

もう一つの資料、地域力創造推進事業というふうな2枚物の資料を見ていただきたいのですが、そういった地域おこし協力隊員の制度や先ほど申し上げました移住支援の制度等を活用しながら、目的にあります、地域おこし協力隊員の招致、移住・定住促進、都市部等との交流事業及び企業誘致等の充実強化を図り、中心商店街を中心としてというふうなことになるのですが、にぎわい創出や6次産業化の推進、雇用の創出等を図り、町の活性化を図っていくというのがこの事業の目的でございます。

本事業は、軽米商工会への委託というふうなことを想定してございます。受託者である商工会は、都市部との人材、流通、経済等に精通した人材を専門員として確保し、次の事業を展開するというふうなことではございまして、大きく言うと、地域おこし協力隊員の掘り起こしや勧誘の推進あるいはそれも含めて移住・定住の推進、あとは交流の拡大推進、中心商店街活性化対策の推進等に取り組んでいただく事業としているものでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村正志君） それともう一つ、商工会の補助金というのはこれにかかわりはない。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 商工会の補助金、では、これも私のほうで……
- 委員長（中村正志君） 1つの事業として……
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） ではないです。これは全く別物。
- 委員長（中村正志君） 別物だったらいい。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） いいですか、はい。
- 委員長（中村正志君） 今説明いただきました。ちょっとほかの科目にもかかわってきている事業だということで資料も提出していただきました。ご理解いただけたいでしょうか。いいですか。ここのことについてまず今集中的に議論したいと思えますけれども、まだ質問等があればお受けしたいと思いますけれども。

大村委員。

- 7番（大村 税君） 私が認識している地域おこし協力隊の制度とはちょっと異なった

ような、今の説明を受けて混同しているようなところですが、新しくできたこの起業支援・移住支援金の冊子とか何とかというの、この説明を受けたけれども、これは地域おこし協力隊の制度の中であるのですか、それとも別途なものですか。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほど申し上げました起業支援金・移住支援金と地域おこし協力隊員は全く別個のものでございます。先ほど申し上げました起業支援金・移住支援金というのは直で移住者を募っていくというふうなものでございませし、地域おこし協力隊員は1年から3年程度、役場から委嘱を受けてその地域資源を生かした活動に従事をしながら、それでその地域を気に入っていただければそこに移住してもらえないかというふうな制度でございませ。地域おこし協力隊員というのは、それまでその地域にない人材を活用して地域おこし等を図りながら、最終的には移住に結びつけていきたいというふうな制度でありまして、ここは全く別な制度というふうにお考えいただきたい。

○委員長（中村正志君） 制度は別だけれども、それを一人の人が両方利用していいんだよということですか。いや、これは地域おこし協力隊の人が気に入ったら移住のほうも使ってもいいってしゃべらなかつたっけ。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 来る人が2つを利用することはできないものです。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 移住は移住、別個。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 別個です。それを専門に配置して進めていくというふうな……

○委員長（中村正志君） それは専門員のほうの仕事である。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） そういうことになります。

〔「協力隊とは違うんだ」と言う者あり〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） そうです。地域おこし協力隊は協力する人、あとは商工会で委託された人の専門員の人仕事としてどっちもやるのだよと。ちなみに、さっきも説明した起業・移住支援金だと起業であれば200万円、移住であれば100万円とあるのですが、地域おこし協力隊につきましては隊員の募集に要する経費には200万円を上限あるいは地域おこし協力隊員が実際に来て活動したときには400万円を上限、それとあと実際の任期を終了した方がそこに移住しようとする場合は1人当たり100万円を上限とする特別交付税が受けられることになっております。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） わかりましたか。

大村委員。

- 7番（大村 税君） 確認ですけれども、これは事業が2つですね。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） はい。
- 7番（大村 税君） これが合体したものでないということを確認したいと思います。
というのは、これは2019年度から6年間の期間だと、この移住支援・起業支援金制度はね、こっちは3年間ということだから、今これを同じところで説明されると混同してしまうから、これはこれと別だということ認識すればいいですね。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） はい。
- 7番（大村 税君） では、この協力隊員の部分ですけれども、これとあわせたような地域力創造推進事業とが似たような感じで、このくらいの項目の、協力隊員の来るといふ人も非常に大変だろうと私は想定するのですが。1、2、3、4、5項目の分のあれを募集しているっていうのにさ。
- 委員長（中村正志君） 地域力創造推進事業というのは大きくあって、その中に地域おこし協力隊というふうなものがあるって、移住はまた一つの項目ということで……
- 7番（大村 税君） 資料もそういうふうには捉えたわけです。それならいいけれども、これとこれとがまた別個だというようなことを言われていながら、この協力隊の項目はとなるといふと、今までの協力隊は、岩手県で大体60から70人来ているはずだから、その人たちと交流していると、こんなにも膨大な枠組みの中での地域おこしはやっていないのだよね。観光産業振興に精通した人がいたり、歴史とかいろんなもの、我々が気がつかないものを掘り起こして町内外に発信して、さらに地域を活性化するというのがこの協力隊の主たる事業だと私は捉えているのですけれども、ほとんどそういうところに行くと、またつき合っている協力隊の人もそういうふうなことで自治体に来て、今田子の筒崎君という人は、お嬢さんに入ってニンニクをやりながら町のテレビの取材なんかをやって、今3年過ぎてやっているのだけれども。
- 委員長（中村正志君） もう少しわかりやすく簡単に説明していただきます。
総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 済みません、この地域力創造推進事業というのは、地域おこし協力隊の方からこの事業をやっていただくというのではなくて、地域おこし協力隊の招致や先ほどの制度等を有効に活用して移住を進めるための事業というふうにご理解いただきたいと思います。
今回中心商店街の活性化というふうなことなのですけれども、それにつきましても最終的に活性化対策等を図っていくのはやっぱり地域おこし協力隊の方を中心にやっていただくのですが、その受け入れ態勢を、商工業者の皆さんの希望等を酌みながらどういうふうな形でその招致していくかというのを進めていただく内

容というふうなことでご理解いただきたいと思うのですが。

○委員長（中村正志君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） わかりました。やっと理解できました。この専門員の方を確保してこういうような事業ができればすばらしいと思います。例えば地域おこし協力隊員の掘り起こし、勧誘、その一つをとってみても、今まで軽米町として何年やってきました、地域おこし協力隊のあれをね。それは、本当に同僚議員も何回も一般質問して取り組んできても誰も来ないというような形でしたけれども、もう本当にこれを見ればすごいですね、空き家バンクにしても、中心商店街のにぎわい創出、すばらしく本当にいいことだと私は思うのですけれども、余りにも何かレパトリーがあり過ぎて、そういう方が来て一人でそういうことが取り組めるのかなとこう心配しますけれども、確かに優秀な方であればできるかもしれないけれども、一人でこれだけ全部やるという、なかなかそこまではできないのではないかなとこう心配しますけれども、確かに事業としてこれも本当にできるのであればすばらしくいいことだと思います。その辺はどのように考えているのですか。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今資料のほうにも枠の中にさまざまな事業を盛り込んでおりますけれども、これをローラー的に進めるということではなくて、やはりできるところから優先順位をつけて取りかかっていく。まずはやはり地域おこし協力隊員の招致のほうに力を入れていただいて、にぎわい創出の対策の推進等とありますが、来た地域おこし協力隊員の人たちと連携を図りながらこれを実現に向けて頑張っていっていただく。そういうふうな形でご理解いただければと思います。

○委員長（中村正志君） 専門員がコーディネートするということですから、その人の第一の仕事が地域おこし協力隊を見つけるというのが一番の仕事だというふう考える。このことについてご理解いただけただけでしょうか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ご理解いただけましたかということですが、正直さっぱり頭に入りませんが、これは私のほうが悪いかもしれませんが、1つは501万円の何で501万円なのかという内容を、一応予算というか、見積もりしたものの根拠になるような資料をひとつ出してもらって説明してもらいたい。

専門員がさまざまな対応するというようなお話もありますが、その専門員というのは商工会の職員なのか、それとも別な形の職員なのか、その辺もあわせてもう少しわかるように説明願いたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の報酬の問題ですが、128万円となっております

が、128万円といえは1年間の予算で1年なら10万円ですが、4、5と行ったから6月から始まれば月12万円ぐらいだかなというふうな感じも、報酬ということでこの理解をするわけですが、それだけではなかなか大変ではないかなというふうな感じもしますが、そのほかにも県の補助とか別個な収入があるというふうに理解すればいいのか、その点第2点。

第3点は、総務課長は絶対まず実現させるのだというふうな意気込みで頑張りたいというようなことを発言して、今まではそういう意気込みはなかったのかなというふうな、そこの違いは何なのか、具体的にメニューを、メニューというか人物をもう大体ホームページ等で内々目安が出ているという認識で理解していいのか、その点もあわせてお願いいたします。

私は、今のままの体制でいきますと、多分来年の3月の予算の歳出よりの整理予算の中で△がついた予算が出て、頑張ったけれどもだめだったというようなことになりかねないなど、そんな感じに思っておるわけでございますので、払拭してもらいたい、そういう面で答弁お願いします。

○委員長（中村正志君） 3つ目の人は専門員のほうですか、地域おこし協力隊員のほう……

○10番（山本幸男君） 両方だな。あえて言うのであれば。専門員は……

○委員長（中村正志君） では、1点目は501万円の内訳、2点目は地域おこし協力隊の報酬……

○10番（山本幸男君） できれば501万円の根拠になった数字は資料でこれ出してもらったほうが……

○委員長（中村正志君） 一応今しゃべってもらって、必要であれば資料で……今資料を待っていれば時間がなくなりますので。3点目は専門員のあれ。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 501万円の算出の内訳なのですが、人件費のほうで、当然社会保険料等を含むわけですが、300万円を下回る程度、あと報償費ですね、これは地域おこし協力隊員がこちらに来て活動したときに報償費になりますか、言葉悪いのですが、試行的に、もう来て活動しますよというようなことではなくて、試行的に呼んで活動してもらって、そういったことの報償費として23万円ほどを見ております。それとあと、その際の旅費とか、その専門員の活動の旅費として80万円弱、これは今のところ協力隊員の方も1週間程度来ていただいて実際に試してみるというふうなことも年に4回ほど見ているところです。そのほか需用費33万円、あとは専門員がさらにコーディネート業務等を委託できるような委託料、あと使用料等を見て、合わせて501万円の予算になってございます。

それとあと、協力隊の報酬なのですが、今予算計上させていただいているのは9月からを見込んでおります、7カ月分。報酬としては1カ月当たり18万円で積算させていただいております。

あと、人物の見通しなのですけれども、専門員のほうはある程度見込んでおりますが、具体的な氏名は控えさせていただいています。

地域おこし協力隊員についてはまだ全く、募集も開始しておりませんので、どなたかというのは全く見通しは立っていない状況です。

先ほどマイナスにならないよということでお話しいただきましたけれども、ぜひそのような形にならないように、事業執行できるように頑張りたいと思います。

○委員長（中村正志君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 専門員は大体内定しているというふうに理解していいですか。

それと、内定中というのはよく考えれば頑張っているなというふうな感じもしますが、よく検討すればいかがなものだろうかというふうな感じもいたします。具体的な名前は、前に来た人がまだ戻ってくるというような感じなのか、またそうではなく何かの、ホームページとかインターネットで見たとか、そんな感じで接触しているというふうに理解すればいいのか、ちょっともう少し詳しく。

○委員長（中村正志君） では、説明できる範囲で。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 前にいた人というのはどなたを指しているのか。

〔「木下さんなんでしょう、違うの」「どっちだかだけ言えばはっきりするよ」と言う者あり〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ではございません。軽米に縁のある方について交渉しつつというようなことになります。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） なければ、この件については終わりにしたいと思います。

そのほかの総務費、選挙管理費も含めての質疑をお受けしたいと思います。総務費はよろしいでしょうか。

〔「いいです」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、2款の総務費は終わりにしたいと思います。

では、3款民生費、社会福祉費と児童福祉費含めて補足説明があればお願いします。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、3款の民生費について説明したいと思います。

います。

ページ数は8ページになります。まず最初に、3款1項社会福祉費、3目老人福祉費でございますが、48万円補正計上させていただいております。中身についてなのですが、まず生活支援体制整備事業ということで、協議会の設置とか活動方針について、これまでもさわやか福祉財団のほうから支援を受けてやってきておりました。それで、協議会についてはかるまい結っこの会というのが設置されております。その結っこの会の活動として今年度助け合いの地域づくり講演会を予定しております、その講師としてさわやか福祉財団の方をお願いしております。その方への報償費ということで、講師謝礼ということで26万5,000円補正計上させていただいておりますが、ほとんどが実費分ということになります。それと、需用費として印刷製本費20万1,000円、これが先ほど言いました助け合いの地域づくり講演会のチラシとか資料等を印刷する印刷製本費となっております。次、28節、繰出金1万4,000円ですが、介護保険特別会計への繰出金となっております。

次に、障害者福祉費でございますが、16万2,000円の補正となっております。これにつきましては、10月1日から障がい児の生活支援分のところがゼロ円になるということで、障がい者台帳管理システムの改修業務の委託料16万2,000円を計上させていただいたものでございます。

次に、7目プレミアム付商品券事業でございますが、先ほど歳入のところでも総務課総括課長からお話があったところですが、消費税、地方消費税率が引き上げになるということで、低所得者及び3歳未満児の子育て世帯への影響緩和と地域における消費喚起等を目的として実施するものでございますが、それに係る経費について補正計上させていただいております。3節の職員手当等については、職員の時間外勤務手当として25万円を見積もりしております。共済費、賃金については、臨時職員を雇いたいということで補正計上させていただいております。旅費については、説明会等への旅費等を補正計上したものです。需用費については、消耗品と印刷製本費について74万円を補正させていただいております。役務費については、通信運搬費ということで31万2,000円。委託料については、プレミアム付商品券の換金等業務委託料として4,819万5,000円、購入引換券等の作成業務委託料として58万2,000円、合わせて4,877万7,000円を計上しております。あと、使用料及び賃借料ということで、この事業をやるためのシステム等を借り上げるための使用料として199万3,000円を予算計上させていただいております。

児童福祉費も……

○委員長（中村正志君） では、続けてお願いします。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） では次、2項の児童福祉費のほうになります。4目の児童福祉施設費でございますが、51万9,000円を補正計上させていただいております。これは、全て晴山保育園に係る補正となっております。9節の旅費でございますが、普通旅費で10万3,000円を補正計上させていただいておりますが、これについては第68回北海道・東北ブロックの保育研究大会へ職員を2名、勉強させるために派遣したいということで補正計上させていただいております。需用費の39万2,000円の修繕料でございますが、厨房のところに換気扇ダクトを取りつきたいということで39万2,000円を補正計上させていただいたものでございます。次に、14節の使用料及び賃借料でございますが、AEDの使用料として2万4,000円を補正計上させていただいております。これは、当初予算積算するとき少し間違いがあったということで、今回足りない分について補正させていただいております。

以上です。

○委員長（中村正志君） 補足説明が終わりました。

民生費について質疑をお受けしたいと思いますが、歳入とのかかわりで大きなのはプレミアム付商品券事業等もありますけれども、皆さん方は質疑、どれからでもよろしいです、お願いします。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） プレミアム付商品券事業について、済みません、事業の流れとか、例えばここで商品券を売って、売ったお金をどういうふうにしてとか、最初の出だしのところからお願いします。

○委員長（中村正志君） 今までの商品券のあれと違うのか、その辺も含めて……

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、対象者ですが、低所得者とか3歳未満の子供を持っている方が対象になります。その方を税務会計課から情報をいただいて、そういう方にご案内をします。あなたは商品券を買える対象者ですよという案内をして、買いたいというふうな形になって、その方に2万円分の商品券を売れるということになります。1回当たりが5,000円まで買えるのを5回やるという形になりますが、1回目2万円分買って2万5,000円分の商品券をもらってもいいし、4,000円払って5,000円分の商品券を買ってもいいということになります。販売については、役場と出張所を今のところ予定しております。購入できる店については、これから公募していく形になります。少ない場合は商工会のほうで現在、商品券を扱っていますので、その商店にも参加してもらいたいということをお願いをしているところになります。いずれ1回当たりで4,000円まで、1枚当たりの商品券は1,000円にしようと思っているところで

す。大体よろしいでしょうか。

○委員長（中村正志君） 今までの商品券とちょっと違うので……蛇足ですけども。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 対象者に案内をして……

○委員長（中村正志君） 対象者が身障者と3歳……

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 住民税非課税の方で扶養者になっていないし課税者と同一生計でない人、あとは生活保護でない人が対象になります。あと、3歳未満の子供を持つ世帯主が対象者になりますので、そういうふうな人を買えますよという案内を出して、その人が商品券を買って町内のお店で使うということになります。

○委員長（中村正志君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 国、県との関係。

〔「はい」と言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） 県だか、国だか、国との関係。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 国との関係、この経費については全て国の負担、国の補助……

〔「委員長、ちゃんと指名してやったほうがいい」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 国庫補助金で1,763万5,000円、これが事業費補助金ということで、これ全て事務費……

〔「いや、そうではない」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 歳入のところという商品券事業費補助金というのが上乗せ分になります。つまり4,000円分買って1,000円分が……

○3番（江刺家静子君） 差額になる。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） なるので、その1,000円分のところが国の補助金で来ると。そして、それに係る事務費のほうで863万5,000円を今見込んでいるということになります。

以上です。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 歳出のほうですけども、購入引きかえ券等作成業務委託料、これ印刷でも……具体的にはこれと上の商品券換金業務委託料って、これどういう……。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、商品券を購入した方はお店に寄って使うわけですが、そのお店ではその商品券をお金にかえなければならないわけですが、それを商工会のほうに今のところ委託したいという考えを持っておりますが、その委託料になります。

下のほうは、あなたは買えますよというふうにして申請があったら、では買えますのでというので判こをつくようなイメージの引きかえ券をつくりませんが、それを委託するものになります。

○委員長（中村正志君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 1つは、町民への徹底したお知らせというかはどんな形でなされますか、いつごろ、が第1点。

それから、ちょっと認識不足で申しわけありませんが、消費税が10月に8%から10%になるのだと、ところが今国会のさまざまなことを聞いておりますと、まだ8%から10%値上げに対して疑問を持って、上げないほうがいいのではないかというふうなご意見等もありまして、そんな議論ももしかしてそういうことになることもあるのではないかなというふうなことを私は予想しております。そこで、もし8%から10%にならないで8%でとまっても、見送りということになっても、この制度というのは実行されますか。

それとあわせて、認識不足ですが、今定例会に追加で提案されております入札の結果等を見ましても、入札額プラス10%の消費税で幾らというふうな契約をしますよというふうなことで出ておりますが、それらは8%が8%で終われば、値上げしないというふうになりますと、あとの2%については戻ってくるというふうな制度なのか、それは関係ないということですか。健康福祉課総括課長は俺はそれの担当でないと言うかもしれませんが、そんなことはいかがでしょうか、教えてもらいたいと思います。その他もあります、まずこの2点だけ。

○委員長（中村正志君） 1点目、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 8%から10%になる……

○委員長（中村正志君） その前に町民へのお知らせをどうするかですね。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ああ、そうですね。町民へのお知らせについては、今後になりますけれども、具体的には8月中にはやっていきたいというふうに思っております。その対象者が非課税者と3歳未満の子供を持つ世帯主なので、それを調べてその方たちに通知する、封書で通知したいというふうに思っております。あなたはこういうプレミアム付商品券を買える方ですよということを封書で周知していきたいというふうに思っています。

○委員長（中村正志君） 2点目について。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） その8%から10%になるというふうなことにつ

いてはどうなるかはわかりませんので、こちらのほうでも国会の動きなりを注視していきたいと思いますし、その8%のままとまったときにプレミアム付商品券事業はどうなるかについては、今後国の考え方になろうかと思えます。国がやめるとなればまず実際やれる予算もないわけですので、そこは見送りになるのかもわかりませんが、それらについても国の動向を見ながらということになろうかと思えます。

以上です。

- 委員長（中村正志君） 契約のほう、総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 山本委員おっしゃるとおり、追加提案させていただきました消費税率については全て10%で計算しているところでございます。消費税率が10月に改正されるというのは法律で現在のところ定められているので、それに従っている。当然8%のまま据え置くというふうなことになるれば再度やっぱり法改正が行われることになると思われますので、その際にはその法改正を受けて変更契約をして、その制度に見合った契約にするというふうなことになると思えます。
- 委員長（中村正志君） 今の件はいいですか。
- 10番（山本幸男君） 今の件で。
- 委員長（中村正志君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 8%と10%、10月ですから、入札のときで聞けばいいのかもしれませんが、今まだ6月ですから、今の契約ではまず8%でよかったのではないかなと思って、そのとき、その議案のときにまた改めて質問しようかと思ったのですが、今出しましたので、9月30日までの契約は8%で、工事が決まっているからだめだということか。
- 委員長（中村正志君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） これにつきましては、税務当局等からも確認しておりますけれども、契約時点の税率ではなくて納品時といいますか、その時期によってその8%とするか、10%にするかというふうなことになってございますので、その納品が9月30日までであれば8%の契約になるというふうなことになるようです。
- 委員長（中村正志君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） それはもういいです、またやるので。健康福祉課総括課長のほうに質問します。

対象の世帯は非課税の世帯、それから3歳未満の子供を持っている世帯、そこで終わりなの、もう少しひとり世帯とか、ひとり老人とか、もっと範囲が広いと僕は思っていました、そこらもう少し、説明してもらえないか。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今のひとり世帯とかひとりの老人世帯とかは入っておりません。あくまで先ほど申し上げたように、住民税非課税の方で、除外される人は課税者と同一生計の方とか、扶養になっている方とか、生活保護の方は除外される。3歳未満の子供持っている方については、所得とかそういうのは関係なくて、3歳未満の子供を持っている方はその子供の分購入できるという……
以上です。

〔「買える人何人もねえな」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ほかほございますか。

大村委員。

○7番（大村 税君） 6目の障害者福祉費のところちょっと勉強したいところだと思いますけれども、説明願いたいと思うのですが、障がい者の台帳管理システム改修業務委託ということで先ほど説明受けましたが。私が知りたいことは、現在障がい者認定というか、受けている人の人数をお知らせできるのであればお知らせ願いたいなと思います。というのは、知的障がい者と身体障がい者の2つ、もう一つ、3つ目があるという、分類しているというふうにお話を聞いておりますが、それは3つに分類されているのか、1点ご指導願いたいと思いますし、また現在我が町で身体障がい者認定を受けている方が、知的、身体障がい者等の人数を教えるのもいいのであれば教えていただきたいなど、このように思いますが。

○委員長（中村正志君） 何か今の答えちょっと時間要するということですので、ちょうど時間になりましたので午前中の部はこれでまず終了して、午後1時からまた続きをしたいということで、済みませんが、ひとつよろしく申し上げます。
では、休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長（中村正志君） では、時間になりましたので、休憩前に引き続きまして再開したいと思います。

それでは、午前中に出されました質疑に対する回答を健康福祉課総括課長、坂下浩志君より回答をいただきます。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど大村委員より質問がありました障害者福祉費のところについてですが、まず障がいの区分なのですが、大村委員おっしゃったとおり3つの障がいに分かれております。身体障がい者手帳を持っている身体障がい者と療育手帳を持っている知的障がい者、精神保健福祉手帳を持っている精神障がい者、この3つの区分ということになります。

その人数なのですけれども、ちょっと古いデータで申しわけないのですが、平成30年3月31日現在のデータですが、身体障がい者手帳を持っている人は420人、療育手帳、知的障がい者の方ですが、121人、精神保健福祉手帳を持っている精神障がい者の方は89人、合計で630人となっております。

以上で答弁とします。

○委員長（中村正志君） 大村委員、よろしいですか。

○7番（大村 税君） はい、ありがとうございます。よろしいです。

○委員長（中村正志君） では、ほかに民生費に関して何か質疑ありましたらお願いします。

山本委員。

○10番（山本幸男君） プレミアム付商品券の関係について質問します。

8ページの11節、需用費、印刷製本費の20万1,000円というのはどこで印刷するのか。県下一斉とか、1つだと思えますが、その辺をお願いいたします。

それから、業務委託料の約4,800万円か、これはどこ、引きかえ券等作成業務委託はどこに委託するのか。

それから、3款の民生費のAEDというのは、これと関係があるのかどうか、商品券に。あわせてその点お願い申し上げます。

2点目は、老人福祉費の講演会の講師謝礼でございますが、説明の範囲で言いますと、縁結びの講演会というように私は受け取ったのですが、この講演会は多分いい講師が来て感銘を与える講演になると僕は思います。ただ、そのときそれに感銘を受けて講演会が終わっても、それが生かされるか、どうしようと考えているのかというようなプランや目的がないと、もったいない講演に終わる可能性がある。その講演会の後先といいますか、取り組みの前段と、それからどうするかというようなプランを立てないと講演会はやった意味がないと僕は思う。特にそういう対象者がたくさんあって、そのことがまず少子化の問題とか、児童数が少ないというふうな問題等々も関連していきますので、それらをどう考えて、この講演会をやろうと思ったきっかけは、もし町長でも、この講演会をきっかけにしたいと、こんなことを進めたいというようなことでもあればお知らせ願いたい。私は大変とこの問題については関心を持って、何か僕らで役に立つことがないのかなというふうなことも思っておりまして、ぜひ講演会にも行きたいと考えておりますので、あわせてお願いいたします。

○委員長（中村正志君） まず初めに、商品券のほうの業者関係、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず最初に、印刷製本費でございますけれども、これは商品券を印刷する業務になります。この業者についてはこれからの選定

となります。

あと、プレミアム付商品券の換金等業務委託料につきましては、今のところは商工会に委託する予定としております。

あと、購入引きかえ券等作成業務委託料でございますが、これはICSのほうに委託したいというふうに考えておるところです。

それとあと、AEDとの関係はということでしたけれども、AEDとは心臓がとまったときにやる、パットを張ってやる除細動器になりますので、晴山保育園にありますけれども、それをリースで借りているわけですが、その積算が最初に若干誤っていたので、今積算し直して足りない分を補正したものでございます。

○委員長（中村正志君） 2つ目の講演会、何か内容が合っているのかどうかわかりませんが……健康福祉課福祉担当課長、内城良子さん。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） 山本委員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの民生費の講演会についてだったのですが、こちらは生活支援体制整備事業の中で行っているものでございまして、介護保険制度の中の地域支援事業の中で、それこそ消費税の社会保障費充実分ということで消費税が充てられている事業となっております。

それで、この講師謝礼につきましては昨年度から体制整備に取り組んでおりまして、少子高齢化の問題について軽米町も対策を講じなければならないということで、どんな地域づくりをしていったらいいかというところを、東京にありますさわやか福祉財団の講師の方に後押しをしていただいているものでございます。

さわやか福祉財団の講師の方は、昨年度は無償でまちづくり支え合いに取り組んでいただきましたが、今年度からその講師謝礼等が必要ということで、その分を計上したというところになります。

講演会を開催してからの効果とか、その後の取り組みについてなのですが、その生活支援体制整備というところでは、山本委員もご出席いただいております。支え合いまちづくりフォーラムというところで開催をしまして、その中でもまちづくり支え合いのその体制について何とかしたいという方が手挙げをしまして、手挙げをした方々と何回か勉強会を開催しまして、もっとどんどん広めていこうということで、さっきの補正予算の説明のところでも総括課長も言いましたとおり、結ぶこの会というのが立ち上げられまして、今年度の取り組みとしましては5月12日に中央公民館で1回、もっとその輪を広げていこうということで中央公民館で参加者78名の参加をいただきまして行いました。そして、今年度あと2回、3地区ということで、6月23日には晴山公民館で、あと7月7日には小軽米生活改善センターで開催して、そういった地域住民が中心になったまちづくりを

進めていこうというところの輪を広げていこうというような取り組みの中で、どんどん広げて協力し合いながらやっていきたいというふうに、講演会をやっただけではなく、まちづくりの中に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中村正志君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 結っこの会という、その部分だけ私は聞いたような感じがしました。結っこの会と言ったものだから縁結びのものかと考えて、いずれそういう昔は世話を焼いてくれたばあさん方があって仲人が成立したというような時代がずっとあって、何かそういうことが考えられないかなと頭にあって、結っこの会ということが説明の中にあっただけだから、ああ、嫁っことることのほうだ、いや、いいことだと僕は賛同して発言しましたが、何か機会がありましたらそんなことも必要ではないかなと町長、考えておりますので、さまざまな資料というか、取り組みの状況とか、町民福祉の中で……

〔「健康福祉課でございます」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） あっ、健康だか、健康でも、福祉でも何でもいいのですが、そういうことのきっかけを行政が果たせるなら、去年もせっかくつくっても応募者がなくて△で決算のまとめのとき削るといふような事件も、事件というか、私から言わせれば事件です、もあつたものですから、そんなことで何かあればなと思つていました。前にもそういう会議があつたといふのは、私も2回ほど出ましたが、議員は余り歓迎されないような感じもいたしまして、講師の方の発言の中でちょこっと何しに来てるんだといふふうな感じに印象を私は受けましたので、それ以降出たことはありませんが、またいつか、これだけはいつか出てみたいと思つていた……いつやるの。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○10番（山本幸男君） 終わったのか。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） いえ、小軽米生活改善センターでは7月7日、七夕の日に10時からといふことで、ポスターも張つてございますので、よろしくお願ひいたします。

〔何事か言う者あり〕

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） どの会場でも参加できるのですが、6月23日には晴山公民館です。

○委員長（中村正志君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） わかりました。7月7日に機会があつたらお会いしたいと思います。

それで、さっきの印刷の関係はまだ決まっていないうか、せっかく国が音頭

とってやるのだから国からばらばらと印刷してくるのではないか。

- 委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） プレミアム付商品券についてはこれからの印刷、国から来るとかではなくて、町で印刷をするということになっております。
- 10番（山本幸男君） それぞれの町村が券が違うということですか。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） そうですね、町でプレミアム付商品券と名前をつけて印刷をしてやるということになりますし、1枚当たりの単価も市町村によっては違うかも……軽米では1,000円の商品券にしようと思っておりますけれども、ほかでは500円とかもあるのかなとは思っています。いずれ町で印刷することになります。
- 委員長（中村正志君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） その商品券を使える店とか商店は軽米町だけ、あるいは町内の郊外型の大型店というのですか、何ていったらいいのか、差別化をしているときもあったでしょう。そのような取り組みといたしますか、対応は今考えているのか。
- 委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） この商品券というのは地域おこしというふうな一面がありますので、使えるのは町内の商店というふうを考えております。大型の郊外型といいますか、そういったのも応募があれば使えるようになるかなと、これからちょっとやっていきますけれども、これから募集もかけますけれども、そういったところで判断はしていきたいというふうには思っております。
- 委員長（中村正志君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 要望にもなるかと思いますが、いずれ商店の数がどんどん減ってきて、小軽米には、商店というのがまずなくなったというような感じで、なくなった地域というのはまずずっと見ておられますと、小玉川でも、米田でも、見渡すところ商店の数がゼロあるいはゼロに近いというような状態になっております。また、町内を見渡してもシャッターが落ちて明かりが見えないというような商店がずっと多くなっている状況です。商店街の活性化といっても商店がないところに商店街の活性化というのはないというような感じもいたしますので、今の状態が続いていくと、いずれ僕らも議論しております商店街のにぎわいとか、活性化とかというのは大変と厳しい状況になるのではないかと思います。

商品券の発行についても既存の商店街を10枚のうち何枚分けたとかというようなときもありましたが、いずれ考え方を原点に戻して商店街のにぎわいというようなことから見れば、郊外型についてはまず遠慮という言葉は悪いのですが、いずれ行政がその決断をして対応していかないと大変な時代、にぎわいどころでない、お祭りどころでないというような時代になるような感じもしますので、その

点慎重に対応したほうがいいと思いますが、町長、いかがですか。

○委員長（中村正志君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私も大変そこら辺は危惧しているところでございますけれども、現在商工会で発行している商品券はユニバースとかの大型店舗でも使えるような状況でございますので、それを使うとなればそういう形になると思いますが、そこら辺はもう少し検討しながら、委員のご提案等も検討しながら、そこら辺は検討はしてみたいと思います。ただ、いずれ商工会の現状のままではちょっとそういうふうな形になると思います。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっと全体像が今の説明では前向きで捉えていいのかどうかちょっと不安な点もありますが、いずれ町長の取り組みを期待して質問は終わります。

○委員長（中村正志君） ほかに民生費。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） プレミアム付商品券についてですが、先ほど説明では3歳未満の子供がいる世帯と非課税世帯ということですが、これら対象者は大体どのぐらいがおりますか。

○委員長（中村正志君） 対象者の人数について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 住民税の非課税者でございますが、約1,400人と捉えております。あと、ゼロ歳から3歳未満ということですが、これについては130人くらいと捉えております。予算では1,800人分くらいのところで予算は措置しておるところでございます。

以上です。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 一回に購入できる枚数はどれぐらいですか。4,000円と言いましたっけか。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 1回あたりは4,000円を払って5枚を購入する、だから最低4,000円は必要になるということになります。それを何回かに分けて使えるし、一回で2万円分購入してもいいということになります。

〔「まとめ買いは2万円」と言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） そうですね、引きかえ券みたいなものを送るのですが、それが4,000円分のものを5枚送って、それを持ってきて引きかえを

することになりますので、全部一回に使うと2万円分の購入となって2万5,000円分の商品券をもらうという形になります。

○委員長（中村正志君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 非課税世帯が1,400人ぐらいということですが、何と申しますか、非課税ですから収入がない世帯ですよ。ということを考えれば、欲しくても買えない、購入できない世帯というのは想定されないものですか、どうなのですかね。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） その非課税であっても収入がゼロということではないというふうに考えておまして、年金をもらった月にその4,000円分を買って、次、偶数月に年金が出るわけですが、そういうときにまた4,000円を買ってとか、そういったことも考えられますが、確かに最初に手出しはしなければならない、4,000円であっても手出しはしなければならないので、その辺でみんなみんな通知した人が利用するかといえばそうでもないのかもしれないのですが、いずれ使いたい、ここで何かを買いたいというふうなときに4,000円で5,000円分の商品券持って行って5,000円のものを買えるので、買えないということではないのかなというふうには思いますが、みんなみんな商品券で買ってやるのかと言われればそれも疑問ではあるというふうに思います。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） はい。

○委員長（中村正志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 民生費のほう終わりたいと思います。

続いて、衛生費に入らせていただきますけれども、まず衛生費のほう説明いただいた後に、初めに自殺対策の計画を皆さん方に資料として配付しておりますので、その説明もあわせてお願いしたいと思います。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、第4款衛生費について説明したいと思います。ページは9ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費、2目の母子保健活動費でございまして、まず1目の保健衛生総務費、13節、委託料、2万2,000円を補正計上させていただきます。

2目の母子保健活動費の報償費のところでは5万円の補正計上、13節の委託料のところでは10万円の補正計上となっているところですが、これらはいずれもこころの相談精神科医師派遣委託料、この委託料の金額及び幼児歯科検診

歯科医師謝礼、あと乳幼児健診医師派遣委託料、この委託料等の単価につきましてことしの4月に改正になって決定したところでありまして、増額になった分で足りない分を今回補正計上させていただいたものでございます。

次に、3目の予防費でございますが、345万5,000円を補正計上させていただいておりますが、これにつきましては風疹の全国的な流行に伴って、過去に予防接種の実施機会のなかった対象者に対して風疹抗体検査及び予防接種を市町村が実施するという事になったことを受けまして、補正計上したものでございます。需用費6万円は印刷製本費、あと12節の役務費については通信運搬費、13節の委託料につきましては予防接種の委託料48万4,000円、あと緊急風疹抗体検査事業委託料として224万1,000円、あと健康管理システムの改修業務といたしまして34万6,000円、委託料合計で307万1,000円の補正計上とさせていただいております。あと20節の扶助費で29万1,000円、これにつきましては風疹定期予防接種費用の助成金となっております。

4款衛生費については以上でございます。

○委員長（中村正志君） あわせて資料として提出しております軽米町こころと命を守るアクションプラン、これについて健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君、お願いします。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） それでは、自殺対策計画についてご説明申し上げたいと思います。

初めに、作成の経緯について申し上げますけれども、岩手県は全国と比較して自殺死亡率が高く、その中でも二戸地域と軽米町の自殺死亡率は高く推移しております。そのために総合戦略や健康かるまい21プランにおいて自殺対策を指標の一つとして掲げて対策を進めてきたところでございますけれども、平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正されまして市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、平成31年3月に自殺対策計画としての軽米町こころと命を守るアクションプランを策定したところでございます。この計画では、現状分析から課題の抽出を行い、明確となった課題解決のための取り組みを示しております。

次に、計画の内容について説明したいと思います。最初に、2ページ、3ページをお開きください。こちらは軽米町における現状を示しております。まず、3ページの下グラフなのですが、死亡率の推移を示しております。ごらんになってわかるとおり、一番下が全国、次に岩手県、二戸管内で、軽米町ということで、軽米町がほぼ高い状態で推移していることがわかると思います。

次に、その上なのですが、年齢階層別の死亡者の割合でございます。これについては、左から右へ向かって年齢が高くなっているのですが、軽米町は年齢が高い

方の死亡する方が多いということで、60歳の方の割合が6割以上となっております。

次に、男女別なのですが、2ページの下に年代別、男女別のグラフがありまして、70歳代を除いて全て男性が高くなっております。ちなみに、男性が高いのは軽米町だけではなくて、岩手県、全国共通しているところでございます。

次に、7ページをお開きください。これは、軽米町の主な自殺の特徴について、国の自殺総合対策センターが都道府県、市町村別に自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルというものを作成しておりまして、こちらから抜粋したものでございます。これで1位、2位が60歳以上ということと、あと3位までが無職の方ということになっておりまして、こういったことから優先度の高い取り組みとして高齢者、生活困窮者、無職、失業者への対策が推奨されております。

このような分析を行った上での、10ページになりますが、地域の目指す姿として目標値を設定しております。目標として、自殺死亡率、2023年に人口10万人当たり30人、あと気分がひどく落ち込んで自殺を考えることがある人の割合を3.46%から2.5%、高齢者の見守り、語らいの場を1年に1カ所ふやしていくということを目指して設定しております。

そして、11ページからその目指す姿を実現するための取り組みを示しておりますけれども、今年度から新規で行う取り組みとしては、庁舎内に自殺対策連絡会議を設置しまして自殺対策の取り組みについて協議検討するとともに、守秘義務等もありますけれども、自殺リスクのある方について情報共有とか現状の検討などを行ってまいりたいと思います。

そのほかですが、地域活動に出られないような高齢者の方へ看護師等の訪問というのも実施していきたいと思っております。

自殺対策についての説明は以上でございます。

- 委員長（中村正志君） 衛生費に関して補正内容とあわせて自殺対策計画についての説明いただきました。これらについて、どれでもよろしいです、質疑ありましたら発言願います。

〔「ありません」と言う者あり〕

- 委員長（中村正志君） では、なしということで、衛生費終わります。

続いて、7款商工費の補足説明をお願いいたします。

産業振興課総括課長、小林浩君。

- 産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、10ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費について説明いたします。

12節役務費48万1,000円、これはかるまい交流駅（仮称）、来年度から

着工予定の建物本体に係る建築確認申請手数料を補正するものでございます。

13節委託料35万2,000円、内訳といたしまして、同じくかるまい交流駅（仮称）のテレビ受信障害机上検討業務委託料6万6,000円、同じくかるまい交流駅（仮称）の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務委託料の28万6,000円、合わせて35万2,000円の委託料でございます。これは、県の建築確認申請を得るために必要な業務でございます。

続いて、19節負担金、補助及び交付金262万9,000円の補正でございます。内訳といたしまして、軽米町商工会への補助金162万9,000円でございます。この内容といたしましては、まず当初予算におきまして軽米町商工会への補助金は1,315万円を計上しております。この内容といたしましては、8月上旬の夏まつりの開催事業、あとは年間を通じたプレミアム付商品券の発券事業、あとは夏まつりに合わせました中心商店街にぎわい創出事業といたしましてフリーマーケットや花火大会等、あとはかるまいブランド推進事業費補助金を合わせまして1,315万円を計上しております。

商工会におかれまして、4月の定期人事異動によりまして、これまで町の委託事業業務を行っていた方が異動となっております。その方の補充はない状況でございます。商工会においては、この町の事業を現在の体制ではなかなかチェックをすることが難しいということで、7月から来年3月分まで9カ月分の臨時職員の賃金として162万9,000円の補正をお願いするものでございます。

もう一つ、軽米町の移住支援事業100万円、これは先ほど総務課総括課長から説明していただいたとおりでございます。

以上です。

○委員長（中村正志君） 商工費について、ここであれもあるね、誘致企業の関係で大規模養鶏……

〔「歳入だ」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 歳入で、これ終わってからのにしますか。

では、産業振興課関係ということで商工費、質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） かるまい交流駅来年度着工となっているのですが、来年っていつごろ……

○委員長（中村正志君） 交流駅の着工はいつごろかということですか。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 着工……

○委員長（中村正志君） ことし着工と言っているけれども、いつごろかということ。道路の話ですよ。

- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 道路……
- 3番（江刺家静子君） あっ、道路ですか。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 来年度の建物本体工事を着工するために、町道の
大町下新町線は今年度改築を行う。今地域整備課のほうで進めていただいております。
まして、近々発注予定となっております。
- 委員長（中村正志君） 今年度の工事は……
- 3番（江刺家静子君） 建物ではない。
- 委員長（中村正志君） 建物ではないの、道路。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 建物本体は来年度着工予定でございます。
- 3番（江刺家静子君） それで、来年度何月ごろ着工予定。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 来年、予定では7月ごろになるのかなと考えてお
ります。
- 3番（江刺家静子君） 7月。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） これは、今現在環境省が所管するCO₂削減の補
助事業を何とか活用したいと考えております。この受け付けは例年4月の末から
5月20日ころまでの1カ月の間に国に申請をして認可を受ける必要がございます。
この認可を受けるまでは建物を発注、着工することができないことになって
おりますので、その補助事業を活用するためには補助金の交付決定を待つて7月
ころから着工したいという予定でございます。今回の建築確認申請につきましても、
当初は来年度という考えを持っていたのでございますけれども、ことし4月
20日、仙台で行われた補助事業の説明会に出席いたしまして、来年度の公募の
際に建築確認申請上の建物の用途をちゃんと認可をいただいております。ということで
今回補正をお願いするものでございます。
- 委員長（中村正志君） よろしいですか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 先ほど、大町から下新町と言いましたが、具体的には大町のど
こからどこまでなのですか、済みません、私はちょっと新しいので経過を知らない。
- 委員長（中村正志君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 町道認定上は、警察のところから阿部農機のとこ
ろまでが町道大町下新町線に認定になっております。本年度実施する改良工事は、
交流駅建設予定地から阿部農機のところまでの間の改良工事を実施することになり
ます。
- 3番（江刺家静子君） だいたい元屋町のほうですか。
〔「阿部さんでねえべ」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 阿部農機のところの戸賀沢輪店とトシコ理容室の間のところに新設をするという部分の改良工事になります。

○3番（江刺家静子君） それは元屋町じゃなくて……

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 建設予定地からでございます。元幼稚園が建っていた今の空き地の部分から戸賀沢輪店とトシコ理容室の間のところまでの工事になります。

○3番（江刺家静子君） わかりました。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） 元屋町と大町をやるということじゃなくて……

○委員長（中村正志君） 全部をやり直すことでなく、交流駅までの道路を新設するということです。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、商工費に関係するので、再生可能エネルギー推進室のほうから大規模養鶏団地の現況について説明をいただくということで要望していましたので、それを再生可能エネルギー推進室室長、福田浩司君、お願いします。

○再生可能エネルギー推進室室長（福田浩司君） それでは、資料要求が出ておりましたので、説明したいと思います。

〔「資料ねえな」「今資料お渡しします」と言う者あり〕

○議会事務局長（小林千鶴子君） 3月の定例会のときの資料です。

○委員長（中村正志君） 3月に渡しているから、これ以上のものはないって言われていたからないものだと思っていましたけれども。

では、お願いします。

○再生可能エネルギー推進室室長（福田浩司君） それでは、資料要求のあった件についてご説明したいと思います。

場所につきましては、位置につきましては3月の定例議会に示した場所と同じ場所でございます。米田の民田山地区になります。取得したこの面積でございますけれども、14ヘクタールとなっております。地目としましては森林になっておりますので、今後林地開発に向けた業務も進めるということになっております。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） このことについて何かご質問ありますか。

西館委員。

○2番（西館徳松君） これ買収は全部終わったわけですか。

○委員長（中村正志君） 再生可能エネルギー推進室室長、福田浩司君。

- 再生可能エネルギー推進室室長（福田浩司君） 場所の取得は終了しております。
- 委員長（中村正志君） 西館委員。
- 2番（西館徳松君） 1人見つけられないとかって言っていましたけれども、この中に入っているかなと思って……
- 委員長（中村正志君） 再生可能エネルギー推進室室長、福田浩司君。
- 再生可能エネルギー推進室室長（福田浩司君） お答えします。
所有者は9名ですけれども、いずれ場所の取得は終わっていると伺っております。
- 委員長（中村正志君） よろしいですか。
ほかにございますか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） ここが山形村、久慈市と境界に、隣接したところなのですよ、場所的に。すっかり隣接……
- 委員長（中村正志君） 再生可能エネルギー推進室室長、福田浩司君。
- 再生可能エネルギー推進室室長（福田浩司君） 一部隣接したところもあります。いずれ民田山地区と久慈市との境の部分になります。
- 委員長（中村正志君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 大規模養鶏施設ということで、ちょっと隣接した市町村とかとそういう話し合いとか、了解を得るとか、何もそういうのはないのですか。
- 委員長（中村正志君） 再生可能エネルギー推進室室長、福田浩司君。
- 再生可能エネルギー推進室室長（福田浩司君） それらのことも含めて用地を事業者のほうで取得しておりますので、町としてもそういった企業誘致という立場から推進といえますか、調和のとれた企業誘致ということで進めております。
以上です。
- 委員長（中村正志君） よろしいですか。
では、この件について終わってよろしいですか。
〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） では、商工費は終了にいたします。
続いて、10款教育費について補足説明があればお願いします。
教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。
- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） それでは、予算書の10ページからお願いいたします。
10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費でございます。こちらはいわての復興教育スクールの関係でございます。歳入のほうで説明がありましたとおり、いわての復興教育スクールということで、いわての復興教育スクールの内陸の推進校ということで、軽米小学校、軽米中学校がそれに当たりまして1校20万円

掛ける2校の委託事業でございますが、軽米高校からもこれに参加していただくということになってございます。補正の要求額が45万円、内訳は報償費が1万3,000円、需用費、消耗品と印刷製本費に分かれておりまして、記載のと通りの額で、印刷製本費については震災学習用冊子の印刷となっております。それから、14節の使用料及び賃借料ですが、こちらは大型バスの借り上げ料、軽米中学校2年生の宮古市に行く研修というふうなことでございます。

11ページに移ります。2項の小学校費、こちらは建築基準法の12条の関係で、防火設備の関係の業務委託料でございます。27万4,000円計上しております。

3項中学校費、こちらと同じく建築基準法12条の関係でございます。委託料20万2,000円計上しております。

それから、5項社会教育費でございます。1目社会教育総務費、こちら50万円の補正要求しております。内容は、補助金でございます。上円子自治公民館、総事業費約250万円、これで自治公民館を改修するというところでございまして、自治公民館整備事業補助金、こちらの50万円、要件に従いまして改修の場合50万円ということで計上させていただいております。

それから、4目図書館費でございますが、21万6,000円、こちらを補正計上しております。こちらは、小型バスの借り上げ料になります。使用元は二戸地区の豊間根研修、こちらは陸前高田市のほうへ視察ということで、町のバス使用が重複してしましまして使えないということで補正計上しております。

それから、9目えぞと大自然のロマンの森運営費、こちら12万5,000円の委託料計上しております。これは草刈り業務の委託料でございます。当初ハートフルとか、体育館とか、臨時職員がおりますので、そちらのほうでロマンの森のほうも草刈りをというふうなことで考えておりましたが、実際業務のほう为上回ってしまいましたので、12万5,000円を要求しまして草刈り業務を行いたいということでございます。

それから、6項保健体育費の3目体育施設費、こちらは131万2,000円、これを要求しております。こちらのほうは、旧晴山中学校、今まで業者にお使いいただいておりました。その業者が予定では7月で使わなくなるということでございます。契約書のほうは年度途中でも出られるという契約内容になってございますので、その残り年度分のかかる費用について計上したということになっております。これは現在体育館のほう、こちらは地域の方々にお使いいただいておりまして、校舎のほうは業者ということになります。校舎のほうも引き続き今の施設の能力、浄化槽であったり、そういうものを維持してまた使っていただくという考えからとってございます。内容は、11節の需用費が光熱水費78万

4, 000円、それから委託料については52万8,000円で、内訳は記載のとおりですが、自家用電気工作物保安管理業務、それから消防用設備保守点検業務、し尿浄化槽維持管理業務、それから貯水槽清掃点検業務というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 10款教育費について、学校教育、社会教育等含めて一括での説明を終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 関連して総括次長から伺いたいのですが、この間たまたま友人に誘われてパークゴルフにことし初めて行ってきました。そのとき、グラウンド、眼下に見下ろすハートフル球場の外野、それからあとフィールドというのですか、多目的運動場の、要するにサッカーとかさまざま、グラウンドゴルフとか行うフィールドがあるわけですが、そこの中の景色というのか、色合い、もうベージュ色の真冬の芝のような感じで大変と残念といたしますか、違和感を感じましたが、あれはどうなったのですか、まさか芝の病気ではないのですよね。どうなってああいうふうに芝の管理状況なのか、ちょっと説明ください。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） お答えします。

ハートフルの多目的の芝、それから野球場の芝、死んだわけではなくて、緑になる時期が野芝と比べまして若干遅いという性質の芝を使っておりますので、これから緑色になるという考えでございます、思っております。元気な芝です。

○委員長（中村正志君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 総括次長、ほかの球場見たことありますよね。ほかの球場はああいう球場はないですよ。何で我が町の芝が元気な割にあんなベージュ色の芝になっているのだ。もう6月なのですよ、今。7月、8月と夏本番を迎えつつあるのに、元気なころは晩秋になるのではないですか。いつもそういうふうな芝の循環の管理の仕方をやるのですか。そうではないでしょう。今の総括次長の言い方はちょっとおかしいのではないですか、もう少しわかるように説明ください。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） このあたりの芝は野芝という芝を使っていると思います。ハートフルスポーツランドで使っている芝の種類が、名前が覚えておりませんが申しわけございませんが、野芝ではありません。野芝と比べまして青くなる時期が遅くて、青から茶色になる時期がそれも遅いという、性質とすれば、野芝ではないのですが、寒冷地仕様の別の種類の芝を使っております。緑

にならないので見ばえが悪いということについてはそのとおりの時期もごさいますけれども、まず芝の性質によって今の現象となっておるということでごさいます。

○委員長（中村正志君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 総括次長の言う答弁もわかります。わかりますが、ちょっと説得力に欠けると思う。あれ工事か何かやったのではないですか、私が思うに。野球場の外側のアンツーカーというか外野のほう、すごく、何て言ったらいいのか、一回行って見てください。本当に情けないぐらいかわいそうな芝の色であります。特に今の球場、野球場、県民大会とかでも使った球場で、片側1車線、両方すれ違えるように、大型バスも入れるようにというようなことで、アクセス道路も拡張していろいろ取り組んだ経緯があります。ここ数年の話なのですが。そういういい球場にもかかわらず、あんな芝の状態でがっかりするのではないかなど、我々一般のギャラリーが見ても本当に情けないような芝の印象だったものですから今指摘させていただきました。まず、そのことをもう一回担当の課長より、その隣の担当の人のほうが詳しいのかな。少しわかりやすく説明ください。工事か何かやったのではないですか。

それからもう一つ、パークゴルフをやって感じたのは、非常に芝の管理が悪いなという印象を受けました。これから芝の管理とかきちっとやるのかどうかわかりませんが、もしかしたら人員的に業務のほうに間に合わないのかなというふうな感じも、印象持ちましたが、その辺はいかがですか。ぎりぎりやって何とかかろうじて、何とかクリアしているというような感じになっているのかなという勝手な自分の思いなのですが、なかなかプレーもしにくいような感じの印象を受けました。私は下手ですからスコアが悪ければそうなのですね、昨年と比べれば非常に感じもよくないという印象を持ちました。その点管理と人員配置の部分、バランスは大丈夫なのかどうか、その部分も答弁してください。

○委員長（中村正志君） まず、ハートフルスポーツランドの野球場と陸上競技場も含めてですよね。

○9番（細谷地多門君） そうです。

○委員長（中村正志君） 私も受けている印象悪いなと思っていましたけれども、ことしの春だけの話ではないと思うのだけれども、その辺いわて国体で工事した後の話をちょっと経過等含めて、今工事の話出ましたから、その分含めてちょっと答弁いただけますか。ことしだけが悪いわけではない。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（大清水一敬君） ハートフルの野球場と、それから陸上競技場、多目的のほうですね、そちらのほうの芝についてですけれども、

野球場のほうについては国体の前のときにスコアボードを直すときに一緒に張りかえをした経緯はあります。そして、陸上競技場のほうというか、サッカーをやったりする多目的のほうですけれども、そちらのほうは張りかえはしていません。何年か前にやっぱり一回全然育たなかったときがありました。というのは、5月の暑いときが続いて、雨が降らなかつたりとかというときがあつて、梅雨どきになったときに盛り返して治ったという経緯があります。その後は多目的のほうはそのままず何とかやってきているという感じです。ただ、野球場の部分についてはちょっとその張りかえたあと芝の種類が、先ほど話したとおりに、前の芝と違うものを植えたりとかということで、その時期的な部分だとか、それからあと整備については芝の管理の業務委託もして、そしていろいろ指導いただきながら管理の人間がしております。

あと、パークゴルフ場のほうの管理の部分については、管理人を4人お願いをすることで交渉しておるのですが、現在3人しかおりません。そして、体育館も2人のところを1人しかいなくて、火曜日と金曜日に草刈りと芝管理の部分で体育館からもハートフルのほうに行つて、そして作業をお願いしているという状況で、慢性的にちょっと人数が足りないというところがありますので、何とかそこをやりくりしながら対応しているというような状況で、募集については引き続き継続しているというような状況であります。

パークゴルフ場については、その整備の部分についてはパークゴルフの協会の人たちから見ていただきながら何とか維持をしているところです。

最近野球場のほうの芝のことでということいろいろご指摘をいただいております。その辺はその業者と相談、委託をしているところとも相談しながら、その解決の部分について対応していくようにしたいと思っております。

○9番（細谷地多門君） 管理をしっかりお願いしたいと思えます。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 細谷地委員にはご指摘ありがとうございます。私も1週間に1回とか定期的に行つておるわけでございませぬので、まず現場を見ている機会というのは皆様より少ないかもしれませんので、そういった反省もありまして、今後現場のほうも見ながら、勉強しながら施設の運営をやつていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（中村正志君） ほかにございませぬか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今の野球場の件なのですが、町営野球場ですか、軽米高校に貸していた野球場ですが、今は軽米高校も野球部の定員が足りなくて練習は余りやつていようには見えないのですが、野球部員が多いときは父兄とか出て刈り払い、

草刈りとかをやっていましたが、ことしはどういうふうになるのですか。教育委員会のほうで草刈りとかをやるような感じになっているのですか。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 町営野球場は軽米高校に……

〔「町営、第2でしょう」と言う者あり〕

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 町営第2球場、こちらは軽米高校の野球部にお使いいただいているということで、管理もお願いしているわけなのです、管理というか草刈りとかそういうものもやっていただいている。ただ、今委員おっしゃったように、使わなくなったと、そうなると草刈りも自然とできなくなるという状態になると思います。その場合はまず相談はいたしますが、最終的に持ち物がこちらのものなので、こちらのほうで管理するというふうに考えています。

○委員長（中村正志君） まだ現状を把握していないということですね。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 草の伸びぐあいですか。

○委員長（中村正志君） いやいや、草の刈り方に関して。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） はい。

○委員長（中村正志君） 刈っているときもあるようだけれども。

館坂委員、よろしいですか。

○6番（館坂久人君） はい。いいです。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（大清水一敬君） 先ほどの話の部分ですが、グラウンドの中の部分については野球部の人たちでやっていただく部分になります。外の部分、道路とか道路沿いにある枝とかも去年ちょっと刈ったりとかという、こちらでやっていました。先ほどのおり人数がない中ですがけれども、施設がいっぱいありますけれども、その状況を見ながら順番にやりながらということで……中の部分でやったりする部分のところはまず基本的には高校にお貸ししているのです。こちらのほうでやっていただいて、重機が必要だとかいろいろ出てくる部分についてはこちらでも対応しながらということで、相談しながらやらせていただいていた。

○6番（館坂久人君） 臨機応変に対応するというふうな解釈で。

○委員長（中村正志君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 野球場の上の駐車場の崖ありますよね、崖のところはちゃんときれいになっています。道路部分だけちょっと伸びていて見通しがきかないなと思って見ていましたけれども、だからきのう通っていて朝にでも行って刈ってやるかなと思ったりもしたけれども、そういう状況だからあそこはちょこっと二、三十分か1時間1人で刈っても刈れるぐらいだけちょこっと見通しが……

〔「県道部分ですよね」と言う者あり〕

- 11番（茶屋 隆君） 道路部分だけしか残っていないから、崖の部分は刈っているから大丈夫、上の道路部分だけ刈らさっていない。

〔「県の管理」と言う者あり〕

- 11番（茶屋 隆君） だから、それで残していたということかな。
- 委員長（中村正志君） どうですか。

教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 県道の場合はやらないことになりましても、ただ危険とかそういうことがあれば、どこだって言ってもらえない、危険であることを考えれば、そういった危険な場合はどこだということなくやる。

- 委員長（中村正志君） 茶屋委員。

- 11番（茶屋 隆君） 確かに危険というか、見通しがきかない、やっぱり車が来たときに、あそこカーブですからね、わかるでしょう、野球場の上の駐車場があるところのカーブの部分、前、街路灯がなかったけれども、最近つけたのだけれども、要は変電所があるところから……

〔「緑ヶ丘までの道路ですか」と言う者あり〕

- 11番（茶屋 隆君） そうそう、バイパスまでの途中が、グラウンド分だろうけれども、そこが道路分だけ草が立っていて見通しがきかない、車が来たときに見通しが悪いと。県の部分だからやらないのかもしれないけれども、やっぱり県からやってもらわなければ危ないと思いますけれども。

- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） ありがとうございます。

- 委員長（中村正志君） いいですね。

- 11番（茶屋 隆君） はい。

- 委員長（中村正志君） ほかにございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

- 委員長（中村正志君） では、私から1つ、体育施設費に晴山中学校の管理費が出たというのは、晴山中学校は管轄は、町の位置づけはどうなったのか。分館ではなかったのか。

教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 晴山中学校の校舎と体育館と分けまして、体育館分だけが教育施設、それから校舎の部分が普通財産となっております。

今回協議したのですが、普通財産であって教育委員会でするのはおかしいというご意見もあるかと思うのですが、仮にばらばらでとった場合、この業務委託料等がそれぞれかかってしまう、光熱水費もそれぞれかかってしまうということで、経費が増となるということで、体育館のほうは教育のほうでずっと使っておる必

要なものだと考えておって、校舎のほうは業者にお使いいただく場合は業者が支払いということになります。まず一括で予算のほうは教育費でとらせていただいたというふうなことで、今回こんな形で決めました。

○委員長（中村正志君） よろしいですか、教育費。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 関連で、今の晴山中学校の校舎に関連ですけれども、前グラウンドといいますか、今晴山保育園が建っていたわけですが、その周辺にナイターの照明の電気が何基かあったわけですが、今は特別何も使われることはないだろうなと思っていましたが、それらを例えば山内の交流センターのほうに移して地域で使ってもらおうというふうなことはお願いして、移転とかはできないものですか。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局総務担当次長（工藤 薫君） ただいまのご質問ですけれども、軽米中学校にナイターの増設をお願いされて、昨年度そちらのほうに設置していましたので……

○6番（館坂久人君） 全部持っていったの。

○教育委員会事務局総務担当次長（工藤 薫君） そういうことになりました。

○委員長（中村正志君） 4基全部ですか。

○教育委員会事務局総務担当次長（工藤 薫君） はい。4基というか、ほかにもちょっと足りなかったんで別なところからも調達しております。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） なければ10款を終わって、一般会計補正予算のほうは一度終わりにして、休憩に入らせていただいて、10分間休憩して、2時20分に再開したいと思います。その後に介護保険特別会計補正予算のほうに入らせてもらいたいと思います。

では、休憩します。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○委員長（中村正志君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

◎議案第7号の審査

○委員長（中村正志君） それでは、議案第7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補

正予算（第1号）について、健康福祉課健康ふれあいセンター所長、角田貴浩君。
○健康福祉課健康ふれあいセンター所長（角田貴浩君） それでは、介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。まず、歳入についてでございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、補正額1万4,000円でございます。こちらは、一般会計からの繰入金でございます。

次に、5款諸収入、3項雑入、1目雑入でございます。補正額は4万3,000円です。こちらは、議案第5号でご説明申し上げた損害賠償に係る保険金でございます。

次に、歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費でございます。4万4,000円の補正額でございます。こちらは、議案第5号で説明申し上げた損害賠償による賠償金でございます。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目総合事業費、補正額が1万3,000円でございます。こちらは、嘱託職員の報酬でございます。こちらにつきましては、デイサービスの職員が産休に入りまして内部で異動したのですが、そのうち異動に伴い給料額が変わった部分がありまして、その部分を補正させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村正志君） 説明終わりました。

質疑ございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 質疑なしと認めます。

では、議案第7号を終わります。ありがとうございました。

◎議案第8号の審査

○委員長（中村正志君） 引き続き、議案第8号 軽米町火葬場新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、補足説明ございますか。

提案説明がもう終わっていたしましたので、補足説明はなしということですが。

皆さん方、何かご質問等あればお願いします。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号を終わりにします。

◎議案第9号の審査

○委員長（中村正志君） では、引き続き議案第9号 財産の取得に関し議決を求めるこ

とについて、補足説明をお願いします。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 昨日の提案理由で納入期限をお伝えしなかったの
で、改めてご説明申し上げます。

4トンダンプの場合、架装、いわゆるダンプ荷台部分に相当期間を要するという
ことで、納入期限を令和2年3月15日に設定しております。

以上です。

○委員長（中村正志君） 補足説明が終わりました。

質疑お受けしたいと思います。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私、車のこと余り詳しくないのですが、この関係資料の
ほうの車体形式、4トンダンプ、2WDとなっているのですが、マイクロバスな
んかのときは何か冬道、4WDだったら本当に助かるんだけという話を聞いたこ
とがあるのですが、これ坂道の途中もとまったりとかいろいろ細かく動くと思う
のですが、これで大丈夫なのでしょうということをお聞きします。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 4トンダンプ車以上には4輪駆動仕様はないとい
うふうに聞きました。

○委員長（中村正志君） ということだそうです。

大村委員。

○7番（大村 税君） これは従来ある車の老朽化の中で買いかえをするのか、また新た
にごみ量が多くて増車するのですか。どちらですか。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 今ある4トンダンプなのですが、荷台がさびた車
をごらんになった方も多いかと思うのですが、あれは平成15年3月に購入した
車両で、もう15年以上たっていますし、それから走行距離も30万キロ超えて
いましたので、車の買いかえになります。

○委員長（中村正志君） 古くなったものの買いかえ。

ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） なしと認めます。

議案第9号を終わります。ありがとうございました。

◎議案第10号の審査

○委員長（中村正志君） では、最後の議案となります。議案第10号について補足説明

ありますか。

総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほどご質問ございまして、今回買い入れするのは、提案理由の中でご説明申し上げましたけれども、8分団2部としております。現在の車両が平成4年10月購入ということで、これも老朽化に伴い更新するものでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村正志君） 補足説明終わりました。

質疑をお受けしたいと思います。ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

- 委員長（中村正志君） なしと認めます。

では、議案第10号を終了いたします。

◎総括質疑

- 委員長（中村正志君） それでは、本特別委員会に付託されました議案10件の個別質疑が終わりました。これまで審査した議案10件について総括的な質疑を行います。質疑漏れ等ございましたらお願いいたします。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 予防接種のところでちょっと聞きたいというか、おたふく風邪の予防接種はやっているかどうか、というところ。

あと、それから医療費……

- 委員長（中村正志君） 1つずつ、予防接種のおたふく風邪の予防接種はないのかということですか。

- 3番（江刺家静子君） やってほしいということです。

〔何事か言う者あり〕

- 委員長（中村正志君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

- 健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 済みません、ちょっと今わからないので、後でお知らせします。

- 委員長（中村正志君） 後で教えてくれるということです。

ほかにございますか。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） あと、選挙がありますので、ちょっと要望だったのですが、中央公民館の選挙。

- 委員長（中村正志君） 中央公民館の関係。

〔「選挙」と言う者あり〕

- 委員長（中村正志君） 選挙、選管。
- 3番（江刺家静子君） 選挙の開票所のことで……
- 委員長（中村正志君） では、お願いします。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 選挙の投票日の当日、期日前ではなくて、中央公民館と軽米保育園と軽米の大きな投票所があるのですが、これがいつも投票率が大幅違います。保育所のほうと中央公民館のね。それで、私前からいろんな人に言われているのですけれども、保育所が遠い。前はもっとこっちも蓮台野に近いほうだったのですが、遠くて、歩いていく人が結構あるので、投票所って変えられないものでしょうか、投票所の位置もあるのではないかなと思ったりします。向川原の人たちからもかなり遠い。
- 委員長（中村正志君） どこ。向川原の人たちから言われている。
- 3番（江刺家静子君） 例えば荒町から保育園なのですが、例えば荒町の方は中央公民館でいいですよとか、そういうふうには変えられないですか。昔からそうなのですけれども、変えられないかどうか。変えてほしいというのがあります。
あと、中央公民館の投票所ですけれども、車椅子で投票に来る人があります。前は土足で入れるように下に敷物敷いたりしていたのですが、ここ何年かはもう敷いていないので、車椅子で来た人が大変戸惑うというのですか、車椅子も中に入れるように、あとは細かいことなのですが、入り口で靴を脱ぐので、どこにもつかまって脱ぐところがないという、座って脱ぐところもないとかというのがあったりしたので、ほかの投票所のことはよくわからないのですが、そういうところの配慮もお願いしたいと思います。
- 委員長（中村正志君） 投票所の関係は、選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。
- 選挙管理委員会事務局長（吉岡 靖君） 投票所が遠い地区があって、投票区の再編というようなことになろうかと思いますが、すぐに対応できるというのではなくて、やはり一定期間を設けて、事前に十分周知しないと、逆に今度また投票所を間違えて行ってしまったりすることがあろうかと思いますが、今投票所が24投票区に分かれていましたけれども、その辺今後再編も検討することとしておりますので、それに合わせた形で見直しのほうは進めたいと思います。ただ、9月の県議会議員選挙、知事選、参議院選挙前には無理だと思うので、その後の検討になるというふうに思います。
あと、中央公民館の車椅子と靴の履きかえですね。多分高齢の方なのかなというふうに思いますが、車椅子についてはそのまま入れるような形にしていきたいなと思います。あと、靴の履きかえの件についてもその投票所を担当した職員等とも情報を仕入れながら、どういった方向がいいのかということを検討させていた

だきたいと思います。

以上であります。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、今回の町議選、投票率が非常に最低ということで、ちなみにきのうの九戸村を見ても九戸村も最低でした。そういった投票所の問題とかそういったことがあるのか、その辺はちょっとよくわからないのですけれども、多分高齢者がふえて投票にも行けなかったというようなことも考えられると思いますけれども、私もよく回っていて言われたのですけれども、茶屋さん、年をとったらもう投票にも行けなくなった、出前ということではないのですけれども、そういった車でも来てそこで書けるようにはならないものか、こう言われたこともあったのですけれども、そういうようなことって可能、公職選挙法上どういうものなのですかね。非常に難しいとは思いますが。

〔「移動投票所とか」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。

○選挙管理委員会事務局長（吉岡 靖君） 共通投票所の設置とかそういったことは緩和されてきておりますし、移動支援、投票所までの移動、例えばバスを出したりして支援するというふうなことは平成28年の法改正においてできるようになっております。その辺も再編のときに、要は再編は想定するのはやはり全体の投票所が少なくなるというのは当然検討されておりますので、その場合にそういった移動支援についても検討の中に入れてまいりたいと思いますし、移動の投票所が可能かどうかについてはその辺もあわせて調査の上検討してまいりたいと、こう思っております。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、先ほどのおたふく風邪の助成について。

健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 先ほどのおたふく風邪の予防接種についてなのですが、町では助成を行っておりません。希望者は自費で受けていただくことになっております。

以上です。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） おたふく風邪の助成を行う市町村もふえてきているようです、予防接種。要望として、おたふく風邪の予防接種にも助成があるようにしてほしい

いなと思います。また、中学生までは医療費の窓口負担がなくなるように町長から県のほうにも要望していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村正志君） 要望でよろしいですね。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） なしと認めます。

では、これで全ての質疑を終了します。

では、これからまとめに入りますので、当局の方々は退席をお願いします。どうもありがとうございました。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第10号の討論、採決

○委員長（中村正志君） それでは、まとめに入らせていただきたいと思います。

議案第1号から第10号までございました。質疑、協議されましたけれども、まず討論される方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 反対討論はなしということでもいいですか。

〔「本会議でいつもやるよ」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 特別委員会の設置意味がなくなってくるので、ここではここでまとめたものをそのまま本会議で……

〔「意思表示やったほういい、反対なら反対って」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 時間があるから後からやるというのは特別委員会の意味がなくなってしまう。

〔「賛成か反対かしゃべってもらわないと」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 俺、議案第5号反対。

○委員長（中村正志君） 議案第5号。

○10番（山本幸男君） うん、一般会計補正予算。

〔「5号じゃないよ」「6号だよ」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 6号だが。

○委員長（中村正志君） 反対。

○10番（山本幸男君） うん。

- 委員長（中村正志君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 6号反対。
- 委員長（中村正志君） 反対討論というか、討論までいかななくてもある程度の内容をお知らせいただければなと思います。
- 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 俺は、一般会計補正予算案中、地域創造推進事業が実際の面ではまだ来る人がないというような雰囲気があったけれども、中身については不明確……
- 委員長（中村正志君） 中身が明確でない。
- 10番（山本幸男君） うん、明確でない。期待できない。
- 委員長（中村正志君） 江刺家委員は。
- 3番（江刺家静子君） プレミアム付商品券のことですけれども、法律はできたけれども、実施されるかどうかわからない。
- 委員長（中村正志君） 消費税の関係で。
- 3番（江刺家静子君） 消費税の関係で。
- 委員長（中村正志君） だから、明確でない。
- 3番（江刺家静子君） まだ早い。
- 〔「何でも対応はしておかないと大変なことになる」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） 10月になってからというわけにはいかないでしょう。でも、それぞれの理由があつての反対でしょうから。
- それでは、ほかの反対はないということによろしいですか。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） それでは、採決に入ります。
- 第6号の反対がございましたので、2つに分けて採決したいと思います。
- 初めに、議案第6号について賛成の方は起立をお願いします。
- 〔賛成者起立〕
- 委員長（中村正志君） 賛成多数ということで可決されたということにいたします。
- あと、第1号から第5号まで、あわせて第7号から第10号までは賛成ということによろしいでしょうか。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） では、そういうことで特別委員会の報告をさせていただきたいと思ひます。
- あと、特別委員長報告で何かこれをつけ加えてほしいとか、特記してほしい内容があれば発言いただければと思ひます。

細谷地委員。

○ 9 番（細谷地多門君） 委員会の内容のことはさておいて、言うつもりありません。局長、あれだよ、議事録起こすときにちゃんと指名しないとわかりづらいところあるかもわからない。やっぱり気づけたほういいと思う。それから、委員長が質問するときは副委員長と委員長交代やって、手順踏んだほうがいい。それ気になっていました。

あと、座ったまま許さないで、やっぱり立ってもらってしゃべってもらうように。質問するほうもきちっと何を聞きたいのかはっきりしゃべってもらわないと、我々にもよく聞こえないという状況ですので、気をつけたほうがいいかなと思っていました。

○ 委員長（中村正志君） わかりました。

ほかに委員長報告での事項等はなし。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣告

○ 委員長（中村正志君） では、特別委員会を終了します。ありがとうございました。

（午後 2 時 4 2 分）